

平成11年4月30日
厚生省発児第86号

〔一部改正〕 平成11年12月9日厚生省発児第140号
平成12年5月19日厚生省発児第91号
平成12年11月22日厚生省発児第129号
平成13年8月2日厚生省発児第314号
平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号
平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号
平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号
平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号
平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号
平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号
平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号
平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号
平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号
平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号
平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号
平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号
平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号
平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号
平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号
平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号
平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号
平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号
平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号
平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号
平成22年5月18日厚生労働省発雇児0518第3号
平成23年6月17日厚生労働省発雇児0617第5号
平成24年4月5日厚生労働省発雇児0405第1号
平成25年5月24日厚生労働省発雇児0524第1号
平成25年7月29日厚生労働省発雇児0729第2号
平成26年5月14日厚生労働省発雇児0514第2号
平成26年10月9日厚生労働省発雇児1009第1号
平成26年12月5日厚生労働省発雇児1205第1号
平成27年2月3日厚生労働省発雇児0203第10号
平成27年12月11日厚生労働省発雇児1211第5号
平成28年1月20日厚生労働省発雇児0120第6号
平成28年6月20日厚生労働省発雇児0620第2号
平成28年9月5日厚生労働省発雇児0905第1号

都道府県知事
各 指定都市の市長 宛
中核市の市長

厚生事務次官

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 令第6号）第2 労働省

条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

- 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第27条第1項第3号に規定する措置（障害児入所施設を除く。）、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第24条第5項又は第6項に規定する保育の実施（以下「保育の措置」という。）、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号又は第51条第3号及び第5号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成20年法律第93号）第2条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする

- (1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」とい

う。)及び小規模住居型児童養育事業所(以下「ファミリーホーム」という。)を含む。以下「施設」という。)及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等(ただし、措置停止されている児童を除く。)若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員(母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。)をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

また、自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の市長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。

さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第31条第1項又は第43条第1項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。

3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額(一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額)その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。

4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。

5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。)第1条第9号の規定によるものとする。

(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表第一(以

下「別表」という。)の級地が「一級地」とされている地域とする。

(2) 「16/100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域及び東久留米市とする。

(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。

(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び昭島市、東大和市、綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。

(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、撰津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。

(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。

(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学期並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未

満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
		都道府県立施設		1 / 2	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2

その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	都道府県立施設、市町 村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措 置費等	都道府県、指定都市、 児童相談所設置市	児童相談所 (一時保護施設)		1 / 2	1 / 2
保育の措置費	市町村（指定都市 、中核市含む。）	特定教育・保育施設及 び特定地域型保育事業 所（以下「特定教育・ 保育施設等」という。 ）	1 / 4	1 / 4	1 / 2

3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

- (1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費

の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「17降灰除去費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設 定 の 条 件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	情緒障害児短期治療施設において4:1、3.5:1、3:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において5:1、4.5:1、4:1のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価
3 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤職員）	児童養護施設、乳児院又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合。	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価

	<p>児童自立支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」が置かれている場合及び10:1以下の職員配置を行った場合。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価</p> <p>ただし、10:1以下の職員配置を行った場合については、</p> <p>上記保護単価×配置心理療法担当職員数</p>
	<p>情緒障害児短期治療施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」において9:1、8:1、7:1のいずれかの職員配置を行った場合。</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×(配置心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p>
4 個別対応職員加算分保護単価	<p>乳児院(10人未満の施設に限る。)</p> <p>又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価</p>
5 職業指導員加算分保護単価	<p>児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価</p>
6 看護師加算分保護単価	<p>児童養護施設が別に定める基準に該当する場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価</p>
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	<p>母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価</p>
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	<p>母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価</p>
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	<p>母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員10世帯以上の場合計2人、20世帯以上</p>	<p>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数－1)</p>

	の場合計2人若しくは3人、30世帯以上の場合計2人、3人若しくは4人おかれている場合	
10小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(18)小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(19)家庭支援専門相談員加算分保護単価
12寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)及び寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)に定める地域に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(22)寒冷地加算分保護単価
13事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(32)事務用採暖費加算分保護単価
14単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
15民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価(常勤単価に限る)、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算

		した額) × 別に定める基準による加算率 (ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
16除雪費	豪雪地帯対策特別措置法 (昭和37年4月5日法律第73号) 第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)除雪費加算分保護単価
17降灰除去費	活動火山対策特別措置法 (昭和48年7月24日法律第61号) 第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)降灰除去費加算分保護単価

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分 (常勤単価を除く。)、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設 (定員40世帯以上) の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童 (者) 処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養

護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち寒冷地加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(24)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

1 地方公共団体の支弁義務

地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。

2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式

児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。

費目	支弁対象児童等	経費の使途	各月支弁額の算式
----	---------	-------	----------

の種 類第 1欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）</p>	<p>施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数））</p> <p>ただし、新設により開所した自立援助ホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)</p> <p>2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）－その月</p>
費目	支弁対象児童等	経費の使途	各月支弁額の算式

の種 類第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>初日の2歳児措置児数－その月初日の3歳以上児措置児数] + 2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数 + 3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(3)</p> <p>新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価×その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価×その施設その月初日の現員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数) × 支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数</p> <hr/> <p>その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約児及</p>
費目	支弁対象児童等	経費の用途	各月支弁額の算式

の種 類第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1 歳児、2 歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式</p> <p>乳児、1 歳児、2 歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1 歳児、2 歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第129号）の施行（平成16年10月28日）前の寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表第1に掲げる旧5級地である地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定し</p>
費目	支弁対象児童等	経費の用途	各月支弁額の算式

の種 類第 1欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>た額。</p> <p>算式</p> <p>ボイラー技士雇上費加算分月額保護 単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該 当する場合においては次の算式によっ て算定した額。</p> <p>算式</p> <p>特別指導費加算分月額保護単価×ア の算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、情 緒障害児短期治療施設、母子生活支援施 設、ファミリーホーム及び里親が別に定 める基準に該当する場合においては、次 の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>学習指導加算分保護単価×その月の 対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定め る基準に該当する場合においては次の 算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>指導員特別加算分月額保護単価×ア の算式により算定した定員。</p> <p>キ-1 児童養護施設、乳児院、児童自立支 援施設及び母子生活支援施設が別に定 める基準に該当する場合においては、次 の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単 価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）</p>
費目	支弁対象児童等	経費の使途	各月支弁額の算式

の種 類第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>×アの算式により算定した定員</p> <p>キ-2 児童自立支援施設において職員配置の改善を行い、定員数に応じ10:1以下の心理療法担当職員を配置した場合には、次の算式によって算出した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×心理療法担当職員数</p> <p>キ-3 情緒障害児短期治療施設において職員の配置の改善を行い、定員数に応じ、9:1、8:1、7:1のいずれかの心理療法担当職員を配置した場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式</p> <p>心理療法担当職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×(心理療法担当職員数－別表2の職種別職員定数表にある心理療法担当職員数)</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式</p> <p>基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>
費目	支弁対象児童等	経費の用途	各月支弁額の算式

の種 類第 1欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員×配置 人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護単 価×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価× アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上） 母子支援員、少年指導員加算分保護単価 ×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p>
費目	支弁対象児童等	経費の使途	各月支弁額の算式

の種 類第 1欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>算式</p> <p>第三者評価受審に係る実費。ただし、年額308,000円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合においては次の額。</p> <p>算式</p> <p>建物の賃借に係る実費。</p> <p>なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（自立援助ホーム及びファミリーホームにあつては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。</p> <p>ただし、その開所した日がその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式</p> <p>その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。</p>
費目	支弁対象児童等	経費の用途	各月支弁額の算式

の種 類第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
(1) 事 務 費			<p>{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4] (小数点以下第1位の数値を切り上げる) ×1.205} (小数点以下第1位の数値を四捨五入)</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。</p> <p>一時保護所の専門職員等加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合</p> <p>一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び自立援助ホームにおいて暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合(ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			$\left(\frac{\text{その施設の月額保護単価}}{30.4} \right)$ <p>(10円未満の端数は切り捨て)</p> $\times \text{その月の受託延べ日数}$ <p>(注)受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>
(2) 一般生活費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含む）の一時保護児</p> <p>自立援助ホームの入所児童</p> <p>母子生活支援施設の入所者</p>	<p>その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費</p> <p>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p> <p>その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費</p>	<p>(1)児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあつてはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																																													
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 555 1364 1064"> <thead> <tr> <th>施設種別</th> <th colspan="2">一般生活費(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">児童養護施設</td> <td>乳児分</td> <td>57,030円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>49,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童自立支援施設</td> <td>入所児分</td> <td>49,430円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>15,210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分</td> <td>49,850円</td> </tr> <tr> <td>通所児分</td> <td>15,210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">里親</td> <td>乳児分</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>49,680円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳児院</td> <td>3歳未満児分</td> <td>57,030円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児分</td> <td>49,430円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ファミリーホーム</td> <td>乳児分</td> <td>57,030円</td> </tr> <tr> <td>乳児以外分</td> <td>49,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td colspan="2">10,770円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">母子生活支援施設</td> <td>入所者</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>保育室保育入所児童</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3歳未満児</td> <td>9,260円</td> </tr> <tr> <td>3歳以上児</td> <td>5,860円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価100,190円×その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数</p> <p>(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児(1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。)又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>(1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4)×その月の委託措置児延人員数</p>	施設種別	一般生活費(月額)		児童養護施設	乳児分	57,030円	乳児以外分	49,430円	児童自立支援施設	入所児分	49,430円	通所児分	15,210円	情緒障害児短期治療施設	入所児分	49,850円	通所児分	15,210円	里親	乳児分	57,290円	乳児以外分	49,680円	乳児院	3歳未満児分	57,030円	3歳以上児分	49,430円	ファミリーホーム	乳児分	57,030円	乳児以外分	49,430円	自立援助ホーム	10,770円		母子生活支援施設	入所者	3,700円	保育室保育入所児童		3歳未満児	9,260円	3歳以上児	5,860円
施設種別	一般生活費(月額)																																															
児童養護施設	乳児分	57,030円																																														
	乳児以外分	49,430円																																														
児童自立支援施設	入所児分	49,430円																																														
	通所児分	15,210円																																														
情緒障害児短期治療施設	入所児分	49,850円																																														
	通所児分	15,210円																																														
里親	乳児分	57,290円																																														
	乳児以外分	49,680円																																														
乳児院	3歳未満児分	57,030円																																														
	3歳以上児分	49,430円																																														
ファミリーホーム	乳児分	57,030円																																														
	乳児以外分	49,430円																																														
自立援助ホーム	10,770円																																															
母子生活支援施設	入所者	3,700円																																														
	保育室保育入所児童																																															
	3歳未満児	9,260円																																														
	3歳以上児	5,860円																																														

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4) × その月の措置児童(者) 延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">(月額保護単価 ÷ その月の開所日数) × その月の通所した日数</p> <p>(注) 10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>(5) 一時保護所(一時保護委託を含む)の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p style="padding-left: 40px;">法第33条の規定により一時保護される児童で生活費を必要とする延児童数 × 1,630円(児童が乳児の場合、延児童数 ×</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(2) 一般生活費	里親の委託児童	里親が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	<p>1,880円)</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,240円</p> <p>(ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く)</p> <p>里親が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>別に定める基準による延児童数×5,600円</p>
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童</p> <p>算式(1)</p> <p>別に定める基準による児童数×月額26,100円</p> <p>一時保護委託児童</p> <p>算式(2)</p> <p>別に定める基準による児童数×日額850円</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童(3歳未満児)	その児童(世帯)を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数(3歳未満児)×日額2,370円
(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦 点数 分	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア その入所妊産婦が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。 イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。 なお、別に定める基準により施設機能

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費				<p>強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、その認定額を加算する。</p> <p>(注) 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 点数 以外 の 分	(ア) 助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき209,180円を限度として支弁できる。
			胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
			新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
			保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、16,000円を限度として支弁できる。</p>
(6) 幼稚園費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童</p>	<p>幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。）が利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>
(7) 教育費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設（第3欄の(7)に限る）、自立援助ホーム（第3欄の(8)に限る）若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>(1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費</p> <p>(2) 教材代</p> <p>(3) 通学のための交通費</p> <p>(4) 部活動費</p> <p>(5) 学習塾費</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額。</p> <p>ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものがあるときは算式(8)により算定した額を、それぞ</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
(7) 教育費	に入学するもの。	<p>(6) 児童自立支援施設の教材費</p> <p>(7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p> <p>(8) 特別支援学校高等部の児童が就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p>	<p>れ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 790 1366 891"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,170円</td> <td>4,300円</td> <td>4,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5)</p> <p>その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,170円	4,300円	4,300円								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
			<p>業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6)</p> <p>教材費月額保護単価小学校該当児200円、中学校該当児280円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7)</p> <p>入学時特別加算費月額保護単価61,030円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8)</p> <p>資格取得等特別加算費月額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であって別に定めるものの数)</p>
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別月額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄								
	高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見学旅行」をいう。)に参加するもの。		見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり) <table border="1" data-bbox="863 555 1366 725"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1" data-bbox="863 1261 1366 1379"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年入学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年入学児童	47,400円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	40,600円										
中学校第1学年入学児童	47,400円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(2)、(4)及び(5)に限る。(4)は中学生含む。)、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2) その児童の	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄						
	<p>するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)(第3欄の(3)、(4)及び(5)に限る)。</p>	<p>高等学校入学に際し必要な学用品費等</p> <p>(3) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費</p> <p>(4) 学習塾等を利用した場合にかかる経費</p> <p>(5) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費</p>	<p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="863 555 1366 640"> <thead> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,910円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 入学時特別加算費年額保護単価61,030円×高等学校第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(3) 資格取得等特別加算費年額保護単価56,570円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるものの数)</p> <p>算式(4) 補習費保護単価15,000円×該当児童数(学習塾等を利用した児童であって別に定めるものの数)</p> <p>算式(5) 補習費特別保護単価25,000円×該当児童数(個別学習支援を受けた児童であって別に定めるものの数)</p>	公 私 別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,910円	私立高等学校	33,910円
公 私 別	保護単価(月額)								
国・公立高等学校	22,910円								
私立高等学校	33,910円								
(12) 夏季等特別行事費	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。</p>	<p>その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等</p>	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,090円×夏季等特別行事参加措置児童数</p>						

費目の種類第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,280円×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、自立援助ホームの入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて義務教育を終了した後、公共職業訓	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄																								
	練施設等の職業補導機関に通うもの。		算式(2) 職業補導費月額保護単価4,940円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数																								
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬期の採暖に必要な経費	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。</p> <p>ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。</p> <p>算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数</p> <p>(注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p> <p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="858 1579 1364 1859"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>7,110円</td> <td>7,520円</td> <td>1,180円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,440円</td> <td>5,890円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,520円</td> <td>3,740円</td> <td>620円</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,620円</td> <td>2,730円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,310円</td> <td>1,310円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部	旧5級地	7,110円	7,520円	1,180円	旧4級地	5,440円	5,890円	1,000円	旧3級地	3,520円	3,740円	620円	旧2級地	2,620円	2,730円	390円	その他の地域	1,310円	1,310円	200円
施設種別 級地別	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部																								
旧5級地	7,110円	7,520円	1,180円																								
旧4級地	5,440円	5,890円	1,000円																								
旧3級地	3,520円	3,740円	620円																								
旧2級地	2,620円	2,730円	390円																								
その他の地域	1,310円	1,310円	200円																								

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 自立学生進生活学支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価81,260円×その月の進学による措置解除児童数 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価194,930円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が158,350円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式</p> <p>葬祭費1件当たり保護単価158,350円×死亡児数</p>
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの。	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当・里親受託支度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額の合算額。</p> <p>ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数</p> <p>イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人</p> <p>算式(2)</p> <p>里親受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月支弁額の算式第4欄
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数） イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) ファミリーホーム受託支度費	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価43,820円×新規委託措置児童数
(24) 委一託時手保当護	一時保護委託児童であって、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額4,040円

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入

所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。) 単位に、表の施設種別及び各月初日(月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。)の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者(自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。)の税額等による階層区分によって定まる基準額(この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。)により算定した額の年間の合算額とすること。

ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。

表 児童入所施設徴収金基準額表

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部 自立援助ホーム	
階層 区分	定 義	徴収金基準額 (月 額)	徴収金基準額 (月 額)	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	1,100	
C 1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500	2,200
C 2	所得割の額がある世帯	6,600	3,300	
D 1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であつて、その所	15,000円以下	9,000	4,500
D 2	15,001円から 40,000円まで	13,500	6,700	

D 3	得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,001円から 70,000円まで	18,700	9,300
D 4		70,001円から 183,000円まで	29,000	14,500
D 5		183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600
D 6		403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D 7		703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D 8		1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)
D 9		1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
D 10		2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円

			を超えるときは 122,500円とする。)	を超えるときは61,200 円とする。)
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童 等にかかる措置費等の 支弁額(全額徴収。ただ し、その額が143,800円 を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が71,900円 を超えるときは71,900 円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童 等にかかる措置費等の 支弁額(全額徴収。ただ し、その額が166,600円 を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が83,300円 を超えるときは83,300 円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童 等にかかる措置費等の 支弁額(全額徴収その 額が191,200円を超え るときは 191,200円 とする。)	その月のその入所世帯 にかかる措置費等の支 弁額(全額徴収。ただ し、その額が95,600円 を超えるときは95,600 円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に</p>			

備 考	<p>規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項、第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条及び第82条第1項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯(自立援助ホームの入所児童は単身世帯とみなす。)</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、児童福祉法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法という」)(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」</p> <p>…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も</p>
--------	---

備考	<p>多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について(平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知)」等の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約(出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約)が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。)が、</p>
----	---

	<p>404,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
--	---

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1歳児、2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技士雇上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

算式(2)

[（事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額）÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正（平成16年法律第153号）により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

別表 1

事務費の保護単価[児童 1 人(母子生活支援施設については 1 世帯)当たり]表

1 一般分保護単価

(1) 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	308,400	300,270	298,240	292,150	288,090	279,960	273,870	267,780
21～25人	271,720	264,530	262,740	257,350	253,760	246,580	241,190	235,800
26～30	235,040	228,790	227,230	222,550	219,430	213,190	208,510	203,830
31～35	219,480	213,630	212,170	207,780	204,860	199,020	194,630	190,240
36～40	203,920	198,460	197,110	193,010	190,290	184,840	180,750	176,660
41～45	199,850	194,440	193,090	189,040	186,330	180,930	176,870	172,820
46～50	174,980	170,240	169,060	165,500	163,140	158,400	154,850	151,300
51～55	170,600	165,980	164,820	161,350	159,040	154,430	150,960	147,490
56～60	166,230	161,730	160,590	157,220	154,960	150,450	147,060	143,680
61～65	162,040	157,640	156,540	153,240	151,040	146,640	143,340	140,040
66～70	157,840	153,560	152,480	149,270	147,120	142,830	139,620	136,400
71～75	154,090	149,900	148,860	145,720	143,620	139,430	136,290	133,150
76～80	150,340	146,250	145,230	142,170	140,120	136,030	132,960	129,890
81～85	147,630	143,610	142,600	139,590	137,580	133,560	130,550	127,530
86～90	144,910	140,960	139,980	137,020	135,040	131,090	128,130	125,170
91～95	141,930	138,070	137,110	134,210	132,280	128,420	125,520	122,630
96～100	138,950	135,180	134,240	131,410	129,520	125,750	122,920	120,090
101～105	137,440	133,710	132,780	129,970	128,100	124,370	121,560	118,770
106～110	135,930	132,230	131,310	128,530	126,690	122,990	120,220	117,440
111～115	134,410	130,750	129,840	127,090	125,270	121,600	118,860	116,120
116～120	132,890	129,270	128,370	125,650	123,840	120,220	117,500	114,790
121～125	131,520	127,930	127,030	124,340	122,550	118,960	116,270	113,580
126～130	130,140	126,590	125,700	123,030	121,260	117,700	115,040	112,380
131～135	129,260	125,730	124,850	122,200	120,430	116,900	114,250	111,600
136～140	128,380	124,860	123,980	121,350	119,600	116,090	113,450	110,820
141～145	127,100	123,620	122,750	120,140	118,400	114,920	112,310	109,700
146～150	125,830	122,380	121,520	118,930	117,210	113,760	111,170	108,590
151人以上	125,200	121,770	120,910	118,330	116,620	113,190	110,610	108,040

(1) 児童養護施設 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
20人まで	328,170	319,410	317,220	310,660	306,280	297,530	290,960	284,400
21~25人	288,190	280,480	278,560	272,780	268,920	261,220	255,430	249,660
26~30	248,220	241,560	239,890	234,890	231,560	224,900	219,910	214,910
31~35	231,230	225,010	223,450	218,790	215,680	209,460	204,790	200,130
36~40	214,240	208,460	207,020	202,690	199,790	194,010	189,680	185,340

(2) 地域小規模児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	231,210	226,230	224,980	221,240	218,740	213,750	210,010	206,270

(3) 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円		円	円	円
30人まで	274,840	268,050	266,350	261,250	257,860	251,060	245,970	240,870
31~35人	259,130	252,670	251,050	246,210	242,970	236,520	231,680	226,830
36~40	243,410	237,290	235,750	231,170	228,100	221,980	217,380	212,790
41~45	239,610	233,470	231,940	227,330	224,260	218,130	213,520	208,920
46~50	225,490	219,660	218,210	213,840	210,930	205,100	200,730	196,360
51~55	219,700	214,000	212,580	208,300	205,450	199,760	195,490	191,220
56~60	213,910	208,340	206,950	202,770	199,990	194,420	190,250	186,070
61~65	209,080	203,620	202,250	198,150	195,420	189,950	185,860	181,760
66~70	204,260	198,890	197,550	193,530	190,850	185,490	181,460	177,440
71~75	199,820	194,550	193,230	189,290	186,650	181,390	177,440	173,490
76~80	195,380	190,210	188,910	185,040	182,450	177,280	173,400	169,530
81~85	192,220	187,110	185,830	182,000	179,450	174,330	170,500	166,670
86~90	189,060	184,010	182,740	178,960	176,430	171,380	167,600	163,810
91~95	185,630	180,640	179,400	175,660	173,160	168,180	164,440	160,700
96~100	182,210	177,280	176,050	172,360	169,900	164,970	161,280	157,590
101~105	180,790	175,910	174,680	171,020	168,580	163,690	160,030	156,360
106~110	179,370	174,530	173,310	169,680	167,250	162,410	158,770	155,140
111~115	177,680	172,870	171,670	168,070	165,660	160,850	157,250	153,640
116~120	175,990	171,220	170,020	166,450	164,070	159,300	155,730	152,150
121~125	174,960	170,210	169,020	165,460	163,090	158,340	154,780	151,220
126~130	173,920	169,190	168,010	164,470	162,100	157,380	153,840	150,290
131~135	172,590	167,900	166,730	163,210	160,860	156,160	152,640	149,120
136~140	171,270	166,610	165,440	161,940	159,610	154,950	151,450	147,950
141~145	170,210	165,560	164,400	160,910	158,590	153,950	150,460	146,970
146~150	169,140	164,520	163,360	159,890	157,570	152,940	149,470	146,000
151人以上	168,250	163,640	162,500	159,030	156,740	152,130	148,670	145,220

(4) 乳児院（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	809,690	788,240	782,880	766,790	756,060	734,610	718,520	702,430
11～15人	640,300	623,160	618,870	606,010	597,440	580,300	567,440	554,580
16～20	570,340	554,700	550,800	539,070	531,260	515,630	503,900	492,180
21～25	498,680	484,980	481,550	471,270	464,410	450,710	440,420	430,140
26～30	479,410	466,180	462,880	452,960	446,340	433,120	423,200	413,280
31～35	465,390	452,530	449,310	439,660	433,230	420,370	410,720	401,070
36～40	451,380	438,880	435,750	426,380	420,120	407,620	398,240	388,870
41～45	439,340	427,150	424,100	414,950	408,860	396,670	387,520	378,380
46～50	427,300	415,420	412,450	403,540	397,600	385,720	376,810	367,900
51～55	422,340	410,590	407,650	398,840	392,960	381,210	372,400	363,580
56～60	417,390	405,760	402,860	394,150	388,330	376,710	367,990	359,280
61～65	412,920	401,410	398,530	389,910	384,150	372,650	364,020	355,390
66～70	408,450	397,060	394,220	385,680	379,980	368,590	360,040	351,510
71～75	404,490	393,210	390,390	381,920	376,280	364,990	356,520	348,060
76～80	400,530	389,350	386,550	378,170	372,570	361,390	353,000	344,610
81～85	396,720	385,640	382,870	374,560	369,020	357,930	349,620	341,300
86～90	392,920	381,940	379,190	370,950	365,460	354,480	346,240	338,000
91人以上	388,740	377,870	375,150	366,990	361,560	350,680	342,530	334,370

(4) 乳児院（2歳児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	710,330	691,700	687,040	673,070	663,750	645,120	631,150	617,180
11～15人	576,280	560,900	557,060	545,530	537,840	522,460	510,930	499,400
16～20	496,320	482,740	479,350	469,160	462,370	448,790	438,600	428,420
21～25	459,280	446,630	443,470	433,990	427,670	415,020	405,540	396,050
26～30	430,570	418,660	415,690	406,760	400,810	388,900	379,970	371,050
31～35	417,520	405,950	403,060	394,380	388,600	377,030	368,350	359,680
36～40	404,470	393,240	390,430	382,010	376,390	365,160	356,730	348,310
41～45	391,430	380,530	377,800	369,630	364,180	353,280	345,110	336,940
46～50	378,380	367,820	365,180	357,250	351,970	341,410	333,490	325,570
51～55	374,090	363,640	361,020	353,190	347,960	337,510	329,670	321,830
56～60	369,800	359,460	356,870	349,120	343,950	333,610	325,860	318,100
61～65	365,500	355,280	352,720	345,050	339,940	329,710	322,040	314,370
66～70	361,210	351,100	348,570	340,980	335,930	325,810	318,230	310,640
71～75	356,920	346,920	344,420	336,920	331,920	321,910	314,410	306,910
76～80	352,630	342,740	340,270	332,850	327,900	318,010	310,590	303,180
81～85	348,340	338,560	336,110	328,780	323,890	314,110	306,780	299,450
86～90	344,050	334,380	331,960	324,710	319,880	310,210	302,960	295,710
91人以上	339,750	330,200	327,810	320,650	315,870	306,310	299,150	291,980

(4) 乳児院（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	601,480	585,820	581,910	570,160	562,330	546,680	534,940	523,190
11～15人	437,890	426,450	423,590	415,020	409,300	397,870	389,290	380,710
16～20	366,580	356,700	354,220	346,810	341,870	331,980	324,560	317,150
21～25	334,730	325,630	323,360	316,530	311,980	302,880	296,060	289,230
26～30	309,480	301,020	298,910	292,560	288,340	279,880	273,540	267,190
31～35	295,570	287,470	285,440	279,370	275,320	267,230	261,150	255,080
36～40	281,650	273,920	271,980	266,180	262,310	254,580	248,770	242,970
41～45	267,740	260,370	258,520	252,990	249,300	241,920	236,390	230,860
46～50	253,830	246,810	245,060	239,800	236,290	229,270	224,010	218,750
51～55	249,020	242,130	240,410	235,240	231,790	224,900	219,740	214,570
56～60	244,210	237,450	235,760	230,680	227,300	220,540	215,470	210,390
61～65	239,400	232,760	231,100	226,130	222,810	216,170	211,190	206,220
66～70	234,590	228,080	226,450	221,570	218,310	211,800	206,920	202,040
71～75	229,780	223,390	221,800	217,010	213,820	207,440	202,650	197,860
76～80	224,970	218,710	217,150	212,450	209,330	203,070	198,380	193,690
81～85	220,160	214,030	212,490	207,900	204,830	198,700	194,110	189,510
86～90	215,340	209,340	207,840	203,340	200,340	194,340	189,840	185,330
91人以上	210,530	204,660	203,190	198,780	195,850	189,970	185,560	181,160

(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	625,390	608,980	604,880	592,570	584,370	567,960	555,660	543,350

(6) 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	172,940	168,890	167,860	164,830	162,800	158,740	155,690	152,650
11～20世帯	151,170	147,320	146,350	143,470	141,540	137,690	134,800	131,910
21～30	121,110	117,970	117,180	114,820	113,250	110,110	107,750	105,400
31～40	91,180	88,830	88,240	86,470	85,290	82,940	81,170	79,400
41～50	82,230	80,110	79,580	77,990	76,930	74,810	73,220	71,630
51世帯以上	73,280	71,390	70,920	69,510	68,570	66,680	65,270	63,850

(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1世帯につき	円 145,570	円 142,420	円 141,630	円 139,260	円 137,680	円 134,520	円 132,160	円 129,790

(8) 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
30人まで	円 347,970	円 338,240	円 335,810	円 330,730	円 327,780	円 318,050	円 310,760	円 303,470
31～35人	330,130	320,870	318,560	313,580	310,670	301,410	294,470	287,530
36～40	312,280	303,500	301,300	296,450	293,550	284,770	278,180	271,600
41～45	299,160	290,710	288,610	283,800	280,900	272,450	266,120	259,780
46人以上	286,050	277,940	275,910	271,150	268,240	260,130	254,050	247,970

(9) 児童自立支援施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
児童自立支援 施設通所部	円 71,950	円 69,880	円 69,370	円 67,820	円 66,790	円 64,730	円 63,180	円 61,630

(10) 情緒障害児短期治療施設通所部

地域区分 区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
情緒障害児短 期治療施設通 所部	円 109,360	円 106,180	円 105,380	円 103,000	円 101,410	円 98,230	円 95,840	円 93,460

(11) 自立援助ホーム

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで	212,680	207,550	206,260	202,420	199,850	194,720	190,880	187,030
7～9人	198,490	193,430	192,160	188,360	185,830	180,770	176,980	173,180
10～12	191,390	186,370	185,110	181,340	178,820	173,800	170,030	166,260
13～15	187,140	182,130	180,880	177,120	174,620	169,610	165,860	162,100
16～18	184,300	179,300	178,060	174,310	171,810	166,820	163,080	159,330
19人以上	181,900	176,910	175,670	171,930	169,440	164,460	160,720	156,980

(12) ファミリーホーム

地域区分 定員又は現員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	162,150	159,480	158,810	156,810	155,480	152,810	150,810	148,810

(13) 一時保護所

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,712,110	9,401,980	9,324,450	9,091,850	8,936,780	8,626,650	8,394,060	8,161,460
6～10人	14,922,390	14,442,940	14,323,080	13,963,500	13,723,780	13,244,340	12,884,750	12,525,170
11～15	20,132,670	19,483,910	19,321,720	18,835,150	18,510,770	17,862,020	17,375,450	16,888,880
16～20	25,342,950	24,524,870	24,320,360	23,706,810	23,297,770	22,479,700	21,866,140	21,252,590
21～25	30,553,230	29,565,840	29,319,000	28,578,460	28,084,760	27,097,380	26,356,840	25,616,310
26～30	35,763,510	34,606,800	34,317,630	33,450,110	32,871,760	31,715,060	30,847,540	29,980,020
31～35	40,973,780	39,647,770	39,316,270	38,321,760	37,658,750	36,332,750	35,338,230	34,343,730
36～40	46,184,060	44,688,730	44,314,910	43,193,410	42,445,750	40,950,430	39,828,930	38,707,440
41～45	51,394,340	49,729,700	49,313,540	48,065,070	47,232,740	45,568,110	44,319,620	43,071,150
46～50	56,604,620	54,770,660	54,312,180	52,936,720	52,019,740	50,185,790	48,810,320	47,434,870
51～55	61,814,900	59,811,630	59,310,820	57,808,370	56,806,730	54,803,470	53,301,020	51,798,580
56～60	67,025,180	64,852,590	64,309,450	62,680,020	61,593,730	59,421,160	57,791,710	56,162,290
61～65	72,235,460	69,893,560	69,308,090	67,551,670	66,380,720	64,038,840	62,282,410	60,526,000
66～70	77,445,740	74,934,520	74,306,730	72,423,330	71,167,720	68,656,520	66,773,100	64,889,710

※1か所当たりの年額

※1か所当たりの年額

2 加算分保護単価

(1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価

ア 5：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	308,400	300,270	298,240	292,150	288,090	279,960	273,870	267,780
21～25人	280,030	272,610	270,760	265,200	261,490	254,070	248,510	242,940
26～30	251,660	244,950	243,270	238,240	234,890	228,170	223,140	218,110
31～35	234,300	228,040	226,470	221,770	218,640	212,370	207,680	202,970
36～40	216,940	211,120	209,670	205,300	202,400	196,580	192,210	187,850
41～45	211,350	205,620	204,190	199,890	197,020	191,290	186,990	182,690
46～50	184,950	179,940	178,680	174,920	172,410	167,390	163,630	159,870
51～55	180,300	175,410	174,180	170,510	168,060	163,160	159,490	155,810
56～60	175,650	170,880	169,680	166,100	163,710	158,930	155,350	151,770
61～65	171,260	166,600	165,430	161,940	159,600	154,950	151,450	147,950
66～70	166,860	162,320	161,180	157,780	155,500	150,960	147,550	144,140
71～75	162,960	158,520	157,410	154,080	151,860	147,420	144,090	140,760
76～80	159,060	154,730	153,640	150,390	148,220	143,880	140,630	137,380
81～85	157,140	152,860	151,790	148,570	146,430	142,130	138,920	135,700
86～90	155,230	150,990	149,930	146,740	144,630	140,380	137,210	134,030
91～95	152,060	147,910	146,870	143,760	141,700	137,550	134,440	131,320
96～100	148,890	144,840	143,830	140,790	138,760	134,710	131,670	128,630
101～105	147,230	143,220	142,220	139,210	137,200	133,190	130,180	127,170
106～110	145,570	141,600	140,610	137,630	135,650	131,680	128,700	125,720
111～115	143,930	140,000	139,020	136,070	134,110	130,180	127,240	124,290
116～120	142,280	138,400	137,430	134,510	132,570	128,680	125,760	122,850
121～125	140,800	136,960	136,000	133,110	131,180	127,330	124,440	121,560
126～130	139,320	135,510	134,560	131,700	129,790	125,980	123,120	120,260
131～135	138,950	135,140	134,180	131,330	129,430	125,620	122,770	119,910
136～140	138,570	134,760	133,810	130,970	129,070	125,260	122,420	119,560
141～145	137,180	133,410	132,470	129,640	127,760	124,000	121,170	118,350
146～150	135,790	132,050	131,120	128,320	126,460	122,730	119,930	117,130
151人以上	135,270	131,550	130,620	127,840	125,980	122,260	119,470	116,680

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	328,170	319,410	317,220	310,660	306,280	297,530	290,960	284,400
21～25人	296,510	288,560	286,580	280,620	276,650	268,710	262,750	256,790
26～30	264,850	257,710	255,930	250,580	247,020	239,880	234,540	229,190
31～35	246,050	239,420	237,760	232,780	229,460	222,810	217,830	212,860
36～40	227,270	221,120	219,580	214,970	211,900	205,750	201,140	196,520

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	308,400	300,270	298,240	292,150	288,090	279,960	273,870	267,780
21～25人	288,290	280,640	278,720	272,990	269,160	261,510	255,770	250,030
26～30	268,180	261,000	259,200	253,820	250,230	243,050	237,670	232,290
31～35	249,020	242,340	240,670	235,660	232,320	225,640	220,630	215,620
36～40	229,880	223,690	222,150	217,510	214,420	208,230	203,590	198,950
41～45	222,770	216,720	215,210	210,670	207,640	201,580	197,040	192,500
46～50	194,860	189,560	188,240	184,260	181,620	176,320	172,350	168,370
51～55	189,940	184,770	183,470	179,590	177,010	171,840	167,960	164,090
56～60	185,010	179,970	178,710	174,930	172,410	167,370	163,590	159,810
61～65	181,610	176,660	175,420	171,700	169,230	164,270	160,560	156,850
66～70	178,210	173,340	172,130	168,480	166,050	161,180	157,530	153,890
71～75	174,020	169,260	168,080	164,510	162,140	157,380	153,820	150,260
76～80	169,830	165,180	164,020	160,540	158,220	153,580	150,100	146,620
81～85	167,680	163,090	161,940	158,510	156,220	151,630	148,180	144,750
86～90	165,530	161,000	159,870	156,470	154,200	149,670	146,270	142,880
91～95	162,180	157,750	156,640	153,320	151,100	146,670	143,340	140,020
96～100	158,840	154,500	153,420	150,170	148,000	143,670	140,420	137,160
101～105	157,020	152,730	151,660	148,450	146,300	142,020	138,800	135,580
106～110	155,210	150,970	149,910	146,730	144,610	140,370	137,180	134,000
111～115	154,140	149,920	148,860	145,700	143,600	139,380	136,210	133,050
116～120	153,060	148,860	147,820	144,680	142,580	138,390	135,250	132,100
121～125	151,420	147,270	146,230	143,120	141,050	136,890	133,780	130,670
126～130	149,770	145,670	144,640	141,560	139,500	135,400	132,320	129,230
131～135	149,250	145,160	144,140	141,060	139,010	134,910	131,840	128,770
136～140	148,740	144,640	143,620	140,560	138,510	134,420	131,360	128,290
141～145	147,230	143,170	142,160	139,120	137,100	133,050	130,010	126,980
146～150	145,720	141,700	140,700	137,690	135,690	131,680	128,670	125,660
151人以上	145,480	141,470	140,470	137,460	135,460	131,460	128,450	125,440

イ 4.5:1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	328,170	319,410	317,220	310,660	306,280	297,530	290,960	284,400
21～25人	304,760	296,590	294,540	288,410	284,320	276,150	270,010	263,880
26～30	281,360	273,760	271,860	266,160	262,360	254,760	249,070	243,370
31～35	260,780	253,720	251,960	246,670	243,140	236,080	230,790	225,500
36～40	240,200	233,690	232,060	227,180	223,920	217,400	212,520	207,640

ウ 4：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	333,340	324,510	322,300	315,680	311,270	302,440	295,820	289,190
21～25人	309,070	300,830	298,770	292,600	288,480	280,240	274,060	267,880
26～30	284,810	277,160	275,240	269,510	265,680	258,040	252,300	246,570
31～35	265,510	258,360	256,570	251,210	247,630	240,490	235,130	229,770
36～40	246,200	239,560	237,900	232,910	229,590	222,940	217,960	212,980
41～45	240,880	234,310	232,670	227,750	224,460	217,900	212,970	208,040
46～50	214,740	208,880	207,420	203,020	200,100	194,240	189,840	185,450
51～55	208,940	203,230	201,800	197,530	194,670	188,960	184,680	180,400
56～60	203,130	197,580	196,190	192,030	189,250	183,690	179,530	175,360
61～65	199,000	193,560	192,200	188,110	185,390	179,950	175,870	171,790
66～70	194,870	189,540	188,210	184,210	181,540	176,200	172,210	168,200
71～75	190,060	184,850	183,550	179,650	177,050	171,840	167,940	164,030
76～80	185,240	180,160	178,890	175,090	172,550	167,480	163,670	159,860
81～85	183,460	178,420	177,170	173,400	170,880	165,850	162,070	158,300
86～90	181,670	176,690	175,440	171,700	169,210	164,220	160,480	156,740
91～95	177,720	172,850	171,630	167,980	165,540	160,670	157,010	153,360
96～100	173,770	169,010	167,820	164,250	161,880	157,120	153,550	149,990
101～105	172,590	167,860	166,680	163,130	160,770	156,040	152,490	148,950
106～110	171,410	166,710	165,540	162,010	159,660	154,960	151,430	147,910
111～115	169,500	164,850	163,680	160,200	157,870	153,220	149,730	146,250
116～120	167,590	162,980	161,840	158,390	156,080	151,480	148,030	144,580
121～125	166,540	161,970	160,820	157,390	155,100	150,520	147,090	143,650
126～130	165,490	160,940	159,800	156,390	154,110	149,560	146,150	142,730
131～135	164,900	160,360	159,230	155,810	153,550	149,010	145,600	142,190
136～140	164,300	159,780	158,640	155,250	152,980	148,460	145,060	141,670
141～145	163,300	158,800	157,670	154,290	152,040	147,540	144,160	140,780
146～150	162,300	157,820	156,700	153,340	151,100	146,620	143,260	139,900
151人以上	161,210	156,760	155,650	152,310	150,090	145,640	142,300	138,960

ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	353,110	343,650	341,290	334,190	329,460	320,000	312,910	305,810
21～25人	325,550	316,790	314,590	308,020	303,640	294,880	288,300	281,730
26～30	297,990	289,920	287,900	281,850	277,820	269,750	263,700	257,650
31～35	277,260	269,740	267,860	262,220	258,450	250,930	245,290	239,650
36～40	256,530	249,560	247,810	242,580	239,100	232,120	226,890	221,650

(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価

ア 4:1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円		円	円	円
30人まで	293,440	286,110	284,270	278,770	275,110	267,770	262,270	256,780
31~35人	277,530	270,540	268,790	263,550	260,050	253,060	247,820	242,570
36~40	261,620	254,970	253,310	248,330	245,000	238,350	233,360	228,370
41~45	259,770	253,050	251,370	246,330	242,960	236,250	231,200	226,160
46~50	247,590	241,130	239,510	234,660	231,430	224,970	220,120	215,270
51~55	240,820	234,520	232,940	228,210	225,050	218,750	214,010	209,280
56~60	234,050	227,900	226,360	221,750	218,680	212,520	207,910	203,300
61~65	228,420	222,390	220,890	216,370	213,360	207,340	202,820	198,300
66~70	222,790	216,890	215,410	210,990	208,040	202,140	197,720	193,300
71~75	217,650	211,870	210,430	206,090	203,200	197,410	193,080	188,740
76~80	212,520	206,860	205,440	201,190	198,350	192,690	188,440	184,190
81~85	209,770	204,150	202,740	198,530	195,720	190,110	185,890	181,680
86~90	207,010	201,440	200,050	195,880	193,090	187,520	183,340	179,170
91~95	202,910	197,420	196,050	191,940	189,200	183,710	179,590	175,480
96~100	198,810	193,410	192,060	188,000	185,300	179,900	175,850	171,790
101~105	198,110	192,720	191,380	187,330	184,640	179,250	175,220	171,170
106~110	197,410	192,040	190,700	186,670	183,980	178,620	174,590	170,570
111~115	194,780	189,480	188,160	184,180	181,530	176,230	172,250	168,280
116~120	192,160	186,930	185,620	181,700	179,070	173,840	169,920	165,990
121~125	191,790	186,560	185,250	181,330	178,710	173,470	169,550	165,630
126~130	191,410	186,190	184,880	180,960	178,340	173,110	169,180	165,260
131~135	190,010	184,820	183,520	179,620	177,020	171,820	167,920	164,020
136~140	188,620	183,450	182,160	178,280	175,700	170,540	166,660	162,780
141~145	188,120	182,950	181,660	177,780	175,200	170,040	166,160	162,290
146~150	187,620	182,450	181,160	177,290	174,710	169,550	165,680	161,800
151人以上	185,870	180,760	179,470	175,640	173,080	167,960	164,120	160,290

イ 3.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円		円	円	円
30人まで	311,680	303,820	301,860	295,960	292,030	284,170	278,280	272,390
31~35人	293,820	286,360	284,500	278,900	275,170	267,710	262,110	256,510
36~40	275,970	268,900	267,140	261,840	258,310	251,240	245,940	240,650
41~45	272,490	265,400	263,630	258,310	254,770	247,680	242,370	237,050
46~50	258,700	251,910	250,220	245,130	241,740	234,950	229,860	224,770
51~55	253,890	247,210	245,540	240,530	237,180	230,500	225,480	220,470
56~60	249,100	242,510	240,860	235,920	232,640	226,050	221,110	216,170
61~65	243,760	237,290	235,670	230,830	227,590	221,120	216,270	211,420
66~70	238,420	232,070	230,480	225,720	222,540	216,200	211,430	206,670
71~75	234,850	228,570	227,000	222,290	219,150	212,870	208,160	203,450
76~80	231,270	225,060	223,520	218,860	215,760	209,540	204,890	200,240
81~85	228,860	222,680	221,150	216,520	213,440	207,260	202,640	198,010
86~90	226,430	220,300	218,770	214,180	211,110	204,980	200,380	195,790
91~95	223,690	217,600	216,080	211,510	208,470	202,390	197,820	193,250
96~100	220,940	214,900	213,390	208,860	205,830	199,790	195,260	190,730
101~105	218,810	212,830	211,330	206,840	203,850	197,870	193,380	188,890
106~110	216,690	210,760	209,280	204,840	201,870	195,950	191,500	187,060
111~115	214,380	208,510	207,040	202,650	199,710	193,840	189,440	185,040
116~120	212,070	206,260	204,810	200,460	197,540	191,740	187,380	183,020
121~125	211,210	205,420	203,970	199,620	196,730	190,930	186,590	182,240
126~130	210,350	204,570	203,130	198,800	195,900	190,130	185,800	181,460
131~135	209,160	203,400	201,970	197,650	194,770	189,020	184,710	180,390
136~140	207,960	202,230	200,800	196,510	193,650	187,920	183,630	179,330
141~145	206,980	201,270	199,850	195,560	192,710	187,000	182,720	178,440
146~150	206,020	200,330	198,900	194,630	191,780	186,090	181,820	177,550
151人以上	204,700	199,040	197,630	193,380	190,550	184,890	180,640	176,400

ウ 3：1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	330,190	321,800	319,700	313,400	309,210	300,810	294,520	288,220
31～35人	316,320	308,200	306,180	300,090	296,040	287,920	281,840	275,760
36～40	302,440	294,620	292,660	286,780	282,870	275,040	269,170	263,300
41～45	302,310	294,360	292,370	286,410	282,440	274,490	268,520	262,560
46～50	291,860	284,110	282,180	276,370	272,500	264,750	258,950	253,140
51～55	285,400	277,800	275,900	270,200	266,410	258,820	253,120	247,420
56～60	278,940	271,500	269,640	264,050	260,320	252,880	247,290	241,700
61～65	272,210	264,920	263,100	257,630	253,990	246,690	241,230	235,770
66～70	265,480	258,340	256,560	251,210	247,650	240,520	235,170	229,820
71～75	261,820	254,760	253,000	247,700	244,170	237,110	231,820	226,530
76～80	258,160	251,170	249,430	244,190	240,700	233,710	228,470	223,230
81～85	254,510	247,600	245,870	240,690	237,240	230,330	225,140	219,950
86～90	250,860	244,020	242,310	237,190	233,770	226,930	221,810	216,680
91～95	246,960	240,200	238,520	233,440	230,070	223,310	218,240	213,170
96～100	243,070	236,390	234,720	229,710	226,370	219,680	214,670	209,660
101～105	242,530	235,850	234,190	229,180	225,850	219,180	214,180	209,180
106～110	241,980	235,320	233,660	228,670	225,340	218,680	213,690	208,690
111～115	239,500	232,910	231,260	226,310	223,010	216,420	211,480	206,530
116～120	237,020	230,490	228,850	223,950	220,690	214,160	209,260	204,360
121～125	236,050	229,540	227,910	223,030	219,770	213,260	208,380	203,490
126～130	235,080	228,590	226,960	222,090	218,840	212,360	207,480	202,610
131～135	234,480	228,000	226,380	221,520	218,270	211,790	206,930	202,070
136～140	233,890	227,410	225,790	220,940	217,700	211,230	206,370	201,510
141～145	232,850	226,400	224,780	219,940	216,710	210,260	205,410	200,570
146～150	231,830	225,390	223,780	218,950	215,730	209,290	204,460	199,630
151人以上	230,240	223,840	222,240	217,450	214,240	207,850	203,050	198,250

(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価

ア 1.5 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	859,250	836,400	830,690	813,550	802,120	779,270	762,130	745,000
11～15人	673,340	655,260	650,740	637,190	628,150	610,070	596,510	582,960
16～20	570,340	554,700	550,800	539,070	531,260	515,630	503,900	492,180
21～25	518,510	504,240	500,670	489,970	482,840	468,570	457,870	447,170
26～30	495,930	482,240	478,810	468,540	461,700	448,000	437,730	427,460
31～35	483,870	470,480	467,140	457,090	450,400	437,010	426,980	416,930
36～40	471,810	458,730	455,460	445,650	439,110	426,030	416,220	406,410
41～45	459,500	446,740	443,550	433,980	427,600	414,840	405,270	395,690
46～50	447,190	434,750	431,640	422,310	416,090	403,640	394,310	384,980
51～55	441,690	429,380	426,310	417,080	410,940	398,640	389,410	380,190
56～60	436,180	424,020	420,990	411,870	405,790	393,630	384,520	375,400
61～65	432,490	420,430	417,420	408,370	402,340	390,280	381,240	372,190
66～70	428,810	416,840	413,850	404,870	398,890	386,930	377,950	368,980
71～75	424,400	412,550	409,580	400,700	394,770	382,930	374,040	365,150
76～80	419,990	408,260	405,330	396,520	390,650	378,920	370,120	361,320
81～85	416,750	405,100	402,190	393,450	387,630	375,980	367,240	358,510
86～90	413,520	401,960	399,060	390,390	384,610	373,040	364,360	355,690
91人以上	408,970	397,520	394,660	386,080	380,360	368,910	360,330	351,740

イ 1.4 : 1の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	859,250	836,400	830,690	813,550	802,120	779,270	762,130	745,000
11～15人	706,620	687,600	682,850	668,580	659,080	640,060	625,790	611,530
16～20	595,120	578,780	574,700	562,450	554,290	537,960	525,710	513,460
21～25	538,480	523,640	519,930	508,810	501,390	486,560	475,440	464,310
26～30	512,570	498,400	494,860	484,240	477,160	463,000	452,370	441,750
31～35	504,060	490,100	486,610	476,150	469,170	455,210	444,740	434,270
36～40	495,560	481,800	478,360	468,050	461,180	447,420	437,110	426,800
41～45	486,270	472,760	469,380	459,240	452,480	438,960	428,830	418,690
46～50	477,000	463,720	460,400	450,430	443,790	430,510	420,540	410,580
51～55	470,000	456,900	453,630	443,800	437,260	424,160	414,340	404,510
56～60	463,000	450,090	446,870	437,180	430,720	417,820	408,130	398,450
61～65	458,070	445,290	442,090	432,510	426,110	413,330	403,740	394,160
66～70	453,130	440,480	437,310	427,830	421,500	408,850	399,350	389,870
71～75	448,650	436,110	432,980	423,580	417,320	404,780	395,380	385,980
76～80	444,170	431,760	428,650	419,340	413,130	400,710	391,400	382,090
81～85	440,550	428,230	425,140	415,900	409,740	397,420	388,170	378,930
86～90	436,920	424,700	421,640	412,470	406,350	394,120	384,950	375,780
91人以上	430,620	418,560	415,550	406,500	400,480	388,420	379,370	370,330

ウ 1.3 : 1 の職員配置を行った場合（2歳未満児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	909,170	884,910	878,850	860,650	848,520	824,250	806,060	787,860
11～15人	739,660	719,710	714,720	699,760	689,780	669,830	654,870	639,900
16～20	620,070	603,040	598,780	586,000	577,480	560,450	547,670	534,890
21～25	558,300	542,910	539,060	527,510	519,820	504,430	492,880	481,340
26～30	545,610	530,510	526,740	515,410	507,870	492,770	481,450	470,130
31～35	533,530	518,750	515,050	503,960	496,560	481,770	470,680	459,580
36～40	521,470	506,980	503,360	492,500	485,260	470,770	459,910	449,050
41～45	509,140	494,980	491,440	480,820	473,740	459,570	448,950	438,320
46～50	496,820	482,980	479,520	469,140	462,210	448,370	437,990	427,600
51～55	491,320	477,620	474,200	463,930	457,070	443,370	433,100	422,820
56～60	485,830	472,270	468,890	458,720	451,940	438,380	428,210	418,050
61～65	482,150	468,680	465,320	455,220	448,490	435,030	424,940	414,840
66～70	478,460	465,100	461,760	451,730	445,050	431,680	421,650	411,620
71～75	475,100	461,820	458,500	448,540	441,900	428,610	418,660	408,690
76～80	471,740	458,540	455,240	445,350	438,750	425,550	415,650	405,760
81～85	467,480	454,390	451,120	441,310	434,770	421,680	411,870	402,060
86～90	463,210	450,230	447,000	437,260	430,780	417,810	408,080	398,350
91人以上	458,670	445,820	442,610	432,970	426,540	413,690	404,050	394,410

エ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	601,480	585,820	581,910	570,160	562,330	546,680	534,940	523,190
11～15人	437,890	426,450	423,590	415,020	409,300	397,870	389,290	380,710
16～20	392,670	382,040	379,380	371,410	366,100	355,460	347,490	339,520
21～25	355,600	345,910	343,480	336,210	331,370	321,670	314,400	307,130
26～30	326,870	317,920	315,680	308,960	304,490	295,540	288,820	282,110
31～35	311,220	302,680	300,540	294,130	289,860	281,320	274,910	268,500
36～40	295,570	287,430	285,400	279,300	275,230	267,100	261,000	254,900
41～45	279,920	272,190	270,260	264,470	260,610	252,880	247,090	241,300
46～50	264,270	256,950	255,120	249,640	245,980	238,670	233,180	227,700
51～55	259,970	252,770	250,970	245,570	241,970	234,770	229,360	223,960
56～60	255,680	248,590	246,820	241,500	237,960	230,870	225,550	220,230
61～65	251,390	244,410	242,670	237,430	233,940	226,970	221,730	216,500
66～70	247,100	240,230	238,510	233,370	229,930	223,070	217,920	212,770
71～75	242,800	236,050	234,360	229,300	225,920	219,170	214,100	209,040
76～80	238,510	231,870	230,210	225,230	221,910	215,270	210,290	205,300
81～85	234,220	227,690	226,060	221,160	217,900	211,370	206,470	201,570
86～90	229,930	223,510	221,900	217,090	213,880	207,470	202,650	197,840
91人以上	225,640	219,330	217,750	213,030	209,870	203,570	198,840	194,110

オ 3 : 1 の職員配置を行った場合（3歳以上児用）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	601,480	585,820	581,910	570,160	562,330	546,680	534,940	523,190
11～15人	472,670	460,250	457,140	447,820	441,610	429,180	419,860	410,540
16～20	418,730	407,360	404,520	395,990	390,300	378,930	370,400	361,870
21～25	376,450	366,160	363,590	355,870	350,730	340,440	332,730	325,010
26～30	344,240	334,800	332,430	325,350	320,620	311,180	304,090	297,010
31～35	332,070	322,940	320,650	313,800	309,230	300,090	293,240	286,390
36～40	319,900	311,080	308,870	302,250	297,840	289,010	282,390	275,770
41～45	307,730	299,220	297,090	290,700	286,440	277,930	271,540	265,150
46～50	295,560	287,350	285,300	279,150	275,050	266,840	260,690	254,530
51～55	290,750	282,670	280,650	274,590	270,550	262,470	256,410	250,350
56～60	285,940	277,990	276,000	270,030	266,060	258,110	252,140	246,180
61～65	281,130	273,300	271,340	265,480	261,560	253,740	247,870	242,000
66～70	276,320	268,620	266,690	260,920	257,070	249,370	243,600	237,820
71～75	271,500	263,930	262,040	256,360	252,580	245,000	239,330	233,650
76～80	266,690	259,250	257,390	251,800	248,080	240,640	235,050	229,470
81～85	261,880	254,560	252,730	247,250	243,590	236,270	230,780	225,290
86～90	257,070	249,880	248,080	242,690	239,090	231,900	226,510	221,120
91人以上	252,260	245,200	243,430	238,130	234,600	227,540	222,240	216,940

(4) 情緒障害児短期治療施設の配置改善加算分保護単価

ア 4 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	366,260	356,010	353,440	347,960	344,750	334,500	326,810	319,120
31～35人	348,260	338,490	336,040	331,690	327,500	317,720	310,390	303,050
36～40	330,270	320,970	318,640	315,410	310,240	300,940	293,960	286,990
41～45	319,130	310,110	307,850	303,620	299,430	290,410	283,630	276,860
46人以上	307,990	299,250	297,060	291,830	288,610	279,870	273,310	266,750

イ 3.5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	384,550	373,770	371,070	365,200	361,720	350,940	342,860	334,770
31～35人	364,570	354,320	351,760	347,200	342,630	332,380	324,700	317,010
36～40	344,590	334,880	332,450	329,200	323,540	313,820	306,540	299,250
41～45	331,780	322,390	320,040	315,680	311,170	301,780	294,740	287,690
46人以上	318,970	309,910	307,640	302,170	298,790	289,730	282,940	276,140

ウ 3 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	402,840	391,530	388,700	382,430	378,690	367,390	358,910	350,430
31~35人	386,860	375,970	373,250	367,910	363,310	352,430	344,260	336,090
36~40	370,890	360,420	357,800	353,380	347,940	337,470	329,610	321,760
41~45	361,450	351,210	348,640	343,340	338,690	328,450	320,770	313,090
46人以上	352,000	341,990	339,490	333,300	329,450	319,430	311,930	304,420

(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価

ア 5 : 1 の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,712,110	9,401,980	9,324,450	9,091,850	8,936,780	8,626,650	8,394,060	8,161,460
6~10人	14,922,390	14,442,940	14,323,080	13,963,500	13,723,780	13,244,340	12,884,750	12,525,170
11~15	20,132,670	19,483,910	19,321,720	18,835,150	18,510,770	17,862,020	17,375,450	16,888,880
16~20	25,342,950	24,524,870	24,320,360	23,706,810	23,297,770	22,479,700	21,866,140	21,252,590
21~25	30,553,230	29,565,840	29,319,000	28,578,460	28,084,760	27,097,380	26,356,840	25,616,310
26~30	40,973,780	39,647,770	39,316,270	38,321,760	37,658,750	36,332,750	35,338,230	34,343,730
31~35	46,184,060	44,688,730	44,314,910	43,193,410	42,445,750	40,950,430	39,828,930	38,707,440
36~40	51,394,340	49,729,700	49,313,540	48,065,070	47,232,740	45,568,110	44,319,620	43,071,150
41~45	56,604,620	54,770,660	54,312,180	52,936,720	52,019,740	50,185,790	48,810,320	47,434,870
46~50	61,814,900	59,811,630	59,310,820	57,808,370	56,806,730	54,803,470	53,301,020	51,798,580
51~55	67,025,180	64,852,590	64,309,450	62,680,020	61,593,730	59,421,160	57,791,710	56,162,290
56~60	72,235,460	69,893,560	69,308,090	67,551,670	66,380,720	64,038,840	62,282,410	60,526,000
61~65	77,445,740	74,934,520	74,306,730	72,423,330	71,167,720	68,656,520	66,773,100	64,889,710
66~70	82,656,020	79,975,490	79,305,370	77,294,980	75,954,710	73,274,200	71,263,800	69,253,430

※ 1 か所当たりの年額

イ 4.5 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,712,110	9,401,980	9,324,450	9,091,850	8,936,780	8,626,650	8,394,060	8,161,460
6～10人	14,922,390	14,442,940	14,323,080	13,963,500	13,723,780	13,244,340	12,884,750	12,525,170
11～15	25,342,950	24,524,870	24,320,360	23,706,810	23,297,770	22,479,700	21,866,140	21,252,590
16～20	30,553,230	29,565,840	29,319,000	28,578,460	28,084,760	27,097,380	26,356,840	25,616,310
21～25	35,763,510	34,606,800	34,317,630	33,450,110	32,871,760	31,715,060	30,847,540	29,980,020
26～30	40,973,780	39,647,770	39,316,270	38,321,760	37,658,750	36,332,750	35,338,230	34,343,730
31～35	46,184,060	44,688,730	44,314,910	43,193,410	42,445,750	40,950,430	39,828,930	38,707,440
36～40	56,604,620	54,770,660	54,312,180	52,936,720	52,019,740	50,185,790	48,810,320	47,434,870
41～45	61,814,900	59,811,630	59,310,820	57,808,370	56,806,730	54,803,470	53,301,020	51,798,580
46～50	67,025,180	64,852,590	64,309,450	62,680,020	61,593,730	59,421,160	57,791,710	56,162,290
51～55	72,235,460	69,893,560	69,308,090	67,551,670	66,380,720	64,038,840	62,282,410	60,526,000
56～60	77,445,740	74,934,520	74,306,730	72,423,330	71,167,720	68,656,520	66,773,100	64,889,710
61～65	82,656,020	79,975,490	79,305,370	77,294,980	75,954,710	73,274,200	71,263,800	69,253,430
66～70	93,076,570	90,057,420	89,302,640	87,038,280	85,528,700	82,509,570	80,245,190	77,980,850

※1か所当たりの年額

ウ 4 : 1の職員配置を行った場合

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	9,712,110	9,401,980	9,324,450	9,091,850	8,936,780	8,626,650	8,394,060	8,161,460
6～10人	20,132,670	19,483,910	19,321,720	18,835,150	18,510,770	17,862,020	17,375,450	16,888,880
11～15	25,342,950	24,524,870	24,320,360	23,706,810	23,297,770	22,479,700	21,866,140	21,252,590
16～20	30,553,230	29,565,840	29,319,000	28,578,460	28,084,760	27,097,380	26,356,840	25,616,310
21～25	40,973,780	39,647,770	39,316,270	38,321,760	37,658,750	36,332,750	35,338,230	34,343,730
26～30	46,184,060	44,688,730	44,314,910	43,193,410	42,445,750	40,950,430	39,828,930	38,707,440
31～35	51,394,340	49,729,700	49,313,540	48,065,070	47,232,740	45,568,110	44,319,620	43,071,150
36～40	61,814,900	59,811,630	59,310,820	57,808,370	56,806,730	54,803,470	53,301,020	51,798,580
41～45	67,025,180	64,852,590	64,309,450	62,680,020	61,593,730	59,421,160	57,791,710	56,162,290
46～50	72,235,460	69,893,560	69,308,090	67,551,670	66,380,720	64,038,840	62,282,410	60,526,000
51～55	77,445,740	74,934,520	74,306,730	72,423,330	71,167,720	68,656,520	66,773,100	64,889,710
56～60	87,866,300	85,016,450	84,304,000	82,166,630	80,741,710	77,891,880	75,754,500	73,617,140
61～65	93,076,570	90,057,420	89,302,640	87,038,280	85,528,700	82,509,570	80,245,190	77,980,850
66～70	98,286,850	95,098,380	94,301,280	91,909,930	90,315,700	87,127,250	84,735,890	82,344,560

※1か所当たりの年額

(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(6.5:1) ^{※1}	円	円	円	円	円	円	円	円
※2 1.6:1	237,660	230,860	229,160	224,060	220,660	213,860	208,760	203,660
1.5:1	261,430	253,950	252,080	246,470	242,730	235,250	229,640	224,030
1.4:1	290,480	282,170	280,090	273,850	269,700	261,390	255,150	248,920
1.3:1	307,560	298,760	296,560	289,960	285,560	276,760	270,160	263,560
(5:1) ^{※1}								
※2 1.6:1	227,330	220,820	219,200	214,320	211,070	204,560	199,680	194,810
1.5:1	248,980	241,860	240,070	234,730	231,170	224,040	218,700	213,360
1.4:1	275,190	267,310	265,350	259,440	255,500	247,630	241,720	235,820
1.3:1	307,560	298,760	296,560	289,960	285,560	276,760	270,160	263,560
(4.5:1) ^{※1}								
※2 1.6:1	217,860	211,620	210,060	205,390	202,270	196,040	191,360	186,690
1.5:1	237,660	230,860	229,160	224,060	220,660	213,860	208,760	203,660
1.4:1	261,430	253,950	252,080	246,470	242,730	235,250	229,640	224,030
1.3:1	290,480	282,170	280,090	273,850	269,700	261,390	255,150	248,920
(4:1) ^{※1}								
※2 1.6:1	201,100	195,340	193,910	189,590	186,710	180,960	176,640	172,330
1.5:1	217,860	211,620	210,060	205,390	202,270	196,040	191,360	186,690
1.4:1	248,980	241,860	240,070	234,730	231,170	224,040	218,700	213,360
1.3:1	275,190	267,310	265,350	259,440	255,500	247,630	241,720	235,820

※1 少年に対する職員配置状況

※2 乳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ^{※1}	円	円	円	円	円	円	円	円
※2 { 1.6:1	221,940	215,690	214,130	209,440	206,310	200,060	195,370	190,680
1.5:1	244,140	237,260	235,540	230,380	226,950	220,070	214,910	209,750
1.4:1	271,270	263,620	261,710	255,980	252,160	244,520	238,790	233,060
1.3:1	287,220	279,130	277,110	271,040	267,000	258,910	252,840	246,770
(5:1) ^{※1}								
※2 { 1.6:1	212,290	206,310	204,820	200,330	197,340	191,360	186,880	182,390
1.5:1	232,510	225,960	224,330	219,410	216,140	209,590	204,680	199,760
1.4:1	256,990	249,750	247,940	242,510	238,890	231,650	226,220	220,790
1.3:1	287,220	279,130	277,110	271,040	267,000	258,910	252,840	246,770
(4.5:1) ^{※1}								
※2 { 1.6:1	203,450	197,720	196,280	191,990	189,120	183,390	179,090	174,790
1.5:1	221,940	215,690	214,130	209,440	206,310	200,060	195,370	190,680
1.4:1	244,140	237,260	235,540	230,380	226,950	220,070	214,910	209,750
1.3:1	271,270	263,620	261,710	255,980	252,160	244,520	238,790	233,060
(4:1) ^{※1}								
※2 { 1.6:1	187,800	182,510	181,190	177,220	174,570	169,280	165,320	161,350
1.5:1	203,450	197,720	196,280	191,990	189,120	183,390	179,090	174,790
1.4:1	232,510	225,960	224,330	219,410	216,140	209,590	204,680	199,760
1.3:1	256,990	249,750	247,940	242,510	238,890	231,650	226,220	220,790

※1 少年に対する職員配置状況

※2 1歳児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
(5.5:1) [*]	157,510	153,070	151,960	148,630	146,420	141,980	138,650	135,320
(5:1) [*]	147,960	143,790	142,750	139,630	137,540	133,370	130,250	127,120
(4.5:1) ^{**1}	135,630	131,810	130,850	127,990	126,080	122,260	119,390	116,530
(4:1) [*]	122,070	118,630	117,770	115,190	113,470	110,030	107,450	104,870

※ 少年に対する職員配置状況

(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価(現員1人につき)

地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ^{**1}	円	円	円	円	円	円	円	円
4:1	33,440	32,500	32,260	31,560	31,080	30,140	29,440	28,730
^{**2} 3.5:1	50,860	49,430	49,070	47,990	47,280	45,840	44,770	43,700
3:1	73,980	71,890	71,370	69,810	68,770	66,680	65,120	63,560
(5:1) ^{**1}								
4:1	24,410	23,720	23,550	23,030	22,690	22,000	21,490	20,970
^{**2} 3.5:1	42,090	40,900	40,610	39,720	39,120	37,940	37,050	36,160
3:1	65,100	63,270	62,810	61,430	60,520	58,680	57,310	55,930
(4.5:1) ^{**1}								
4:1	13,560	13,180	13,080	12,790	12,600	12,220	11,940	11,650
^{**2} 3.5:1	31,100	30,220	30,000	29,340	28,910	28,030	27,370	26,720
3:1	54,250	52,720	52,340	51,190	50,430	48,900	47,750	46,610
(4:1) ^{**1}								
^{**2} 3.5:1	17,430	16,940	16,820	16,450	16,210	15,720	15,350	14,980
3:1	40,690	39,540	39,250	38,390	37,820	36,670	35,810	34,960

※1 少年に対する職員配置状況

※2 3歳以上児に対する職員配置状況

※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。

(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,610	25,860	25,680	25,120	24,740	24,000	23,440	22,880
21～25人	21,290	20,690	20,540	20,090	19,790	19,200	18,750	18,300
26～30	17,740	17,240	17,120	16,740	16,490	16,000	15,620	15,250
31～35	15,200	14,780	14,670	14,350	14,140	13,710	13,390	13,070
36～40	13,300	12,930	12,840	12,560	12,370	12,000	11,720	11,440
41～45	11,820	11,490	11,410	11,160	10,990	10,660	10,410	10,160
46～50	10,640	10,340	10,270	10,040	9,890	9,600	9,370	9,150
51～55	9,670	9,400	9,330	9,130	8,990	8,720	8,520	8,320
56～60	8,870	8,620	8,560	8,370	8,240	8,000	7,810	7,620
61～65	8,180	7,950	7,900	7,720	7,610	7,380	7,210	7,040
66～70	7,600	7,390	7,330	7,170	7,070	6,850	6,690	6,530
71～75	7,090	6,890	6,840	6,690	6,590	6,400	6,250	6,100
76～80	6,650	6,460	6,420	6,280	6,180	6,000	5,860	5,720
81～85	6,260	6,080	6,040	5,910	5,820	5,640	5,510	5,380
86～90	5,910	5,740	5,700	5,580	5,490	5,330	5,200	5,080
91～95	5,600	5,440	5,400	5,280	5,210	5,050	4,930	4,810
96～100	5,320	5,170	5,130	5,020	4,940	4,800	4,680	4,570
101～105	5,060	4,920	4,890	4,780	4,710	4,570	4,460	4,350
106～110	4,830	4,700	4,660	4,560	4,490	4,360	4,260	4,160
111～115	4,620	4,490	4,460	4,360	4,300	4,170	4,070	3,970
116～120	4,430	4,310	4,280	4,180	4,120	4,000	3,900	3,810
121～125	4,250	4,130	4,100	4,010	3,950	3,840	3,750	3,660
126～130	4,090	3,970	3,950	3,860	3,800	3,690	3,600	3,520
131～135	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,470	3,390
136～140	3,800	3,690	3,660	3,580	3,530	3,420	3,340	3,260
141～145	3,670	3,560	3,540	3,460	3,410	3,310	3,230	3,150
146～150	3,540	3,440	3,420	3,340	3,300	3,200	3,120	3,050
151人以上	3,430	3,330	3,310	3,240	3,190	3,090	3,020	2,950

イ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	
10人まで	53,220	51,730	51,360	50,240	49,490	48,000	46,880	45,760
11～15人	35,480	34,480	34,240	33,490	32,990	32,000	31,250	30,500
16～20	26,610	25,860	25,680	25,120	24,740	24,000	23,440	22,880
21～25	21,290	20,690	20,540	20,090	19,790	19,200	18,750	18,300
26～30	17,740	17,240	17,120	16,740	16,490	16,000	15,620	15,250
31～35	15,200	14,780	14,670	14,350	14,140	13,710	13,390	13,070
36～40	13,300	12,930	12,840	12,560	12,370	12,000	11,720	11,440
41～45	11,820	11,490	11,410	11,160	10,990	10,660	10,410	10,160
46～50	10,640	10,340	10,270	10,040	9,890	9,600	9,370	9,150
51～55	9,670	9,400	9,330	9,130	8,990	8,720	8,520	8,320
56～60	8,870	8,620	8,560	8,370	8,240	8,000	7,810	7,620
61～65	8,180	7,950	7,900	7,720	7,610	7,380	7,210	7,040
66～70	7,600	7,390	7,330	7,170	7,070	6,850	6,690	6,530
71～75	7,090	6,890	6,840	6,690	6,590	6,400	6,250	6,100
76～80	6,650	6,460	6,420	6,280	6,180	6,000	5,860	5,720
81～85	6,260	6,080	6,040	5,910	5,820	5,640	5,510	5,380
86～90	5,910	5,740	5,700	5,580	5,490	5,330	5,200	5,080
91人以上	5,600	5,440	5,400	5,280	5,210	5,050	4,930	4,810

(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価）

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,210	25,470	25,280	24,720	24,350	23,600	23,040	22,480
21～25人	20,970	20,370	20,220	19,780	19,480	18,880	18,430	17,980
26～30	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,050	4,940	4,870	4,720	4,600	4,490
101～105	4,990	4,850	4,810	4,700	4,630	4,490	4,380	4,280
106～110	4,760	4,630	4,590	4,490	4,420	4,290	4,190	4,080
111～115	4,560	4,430	4,390	4,300	4,230	4,100	4,000	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,050	3,930	3,840	3,740
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
126～130	4,030	3,910	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,450
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,630	3,610	3,530	3,470	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,480	3,410	3,350	3,250	3,170	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35人	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,050	4,940	4,870	4,720	4,600	4,490
101～105	4,990	4,850	4,810	4,700	4,630	4,490	4,380	4,280
106～110	4,760	4,630	4,590	4,490	4,420	4,290	4,190	4,080
111～115	4,560	4,430	4,390	4,300	4,230	4,100	4,000	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,050	3,930	3,840	3,740
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
126～130	4,030	3,910	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,450
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,630	3,610	3,530	3,470	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,480	3,410	3,350	3,250	3,170	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	52,430	50,940	50,560	49,440	48,700	47,200	46,090	44,970
11～15人	34,950	33,960	33,710	32,960	32,460	31,470	30,720	29,980
16～20	26,210	25,470	25,280	24,720	24,350	23,600	23,040	22,480
21～25	20,970	20,370	20,220	19,780	19,480	18,880	18,430	17,980
26～30	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91人以上	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730

エ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35人	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46人以上	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,950	33,960	33,710	32,960	32,460	31,470	30,720	29,980
11～20世帯	26,210	25,470	25,280	24,720	24,350	23,600	23,040	22,480
21～30	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51世帯以上	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490

(12) 個別対応職員加算分保護単価

ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1人につき	円 58,260	円 56,600	円 56,180	円 54,940	円 54,110	円 52,450	円 51,210	円 49,960

イ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,950	33,960	33,710	32,960	32,460	31,470	30,720	29,980
11～20世帯	26,210	25,470	25,280	24,720	24,350	23,600	23,040	22,480
21～30	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51世帯以上	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490

(13) 職業指導員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	23,720	23,050	22,890	22,390	22,050	21,390	20,890	20,390
21～25人	18,970	18,440	18,310	17,910	17,640	17,110	16,710	16,310
26～30	15,810	15,370	15,260	14,920	14,700	14,260	13,930	13,590
31～35	13,550	13,170	13,080	12,790	12,600	12,220	11,940	11,650
36～40	11,860	11,520	11,440	11,190	11,030	10,690	10,440	10,190
41～45	10,540	10,240	10,170	9,950	9,800	9,500	9,280	9,060
46～50	9,480	9,220	9,150	8,950	8,820	8,550	8,350	8,150
51～55	8,620	8,380	8,320	8,140	8,020	7,780	7,590	7,410
56～60	7,900	7,680	7,630	7,460	7,350	7,130	6,960	6,790
61～65	7,290	7,090	7,040	6,890	6,780	6,580	6,420	6,270
66～70	6,770	6,580	6,540	6,390	6,300	6,110	5,970	5,820
71～75	6,320	6,140	6,100	5,970	5,880	5,700	5,570	5,430
76～80	5,930	5,760	5,720	5,590	5,510	5,340	5,220	5,090
81～85	5,580	5,420	5,380	5,260	5,190	5,030	4,910	4,790
86～90	5,270	5,120	5,080	4,970	4,900	4,750	4,640	4,530
91～95	4,990	4,850	4,810	4,710	4,640	4,500	4,390	4,290
96～100	4,740	4,610	4,570	4,470	4,410	4,270	4,170	4,070
101～105	4,510	4,390	4,360	4,260	4,200	4,070	3,980	3,880
106～110	4,310	4,190	4,160	4,070	4,010	3,890	3,790	3,700
111～115	4,120	4,010	3,980	3,890	3,830	3,720	3,630	3,540
116～120	3,950	3,840	3,810	3,730	3,670	3,560	3,480	3,390
121～125	3,790	3,680	3,660	3,580	3,520	3,420	3,340	3,260
126～130	3,650	3,540	3,520	3,440	3,390	3,290	3,210	3,130
131～135	3,510	3,410	3,390	3,310	3,260	3,160	3,090	3,020
136～140	3,380	3,290	3,270	3,190	3,150	3,050	2,980	2,910
141～145	3,270	3,180	3,150	3,080	3,040	2,950	2,880	2,810
146～150	3,160	3,070	3,050	2,980	2,940	2,850	2,780	2,710
151人以上	3,060	2,970	2,950	2,880	2,840	2,760	2,690	2,630

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,720	16,250	16,130	15,770	15,530	15,060	14,700	14,340
31～35人	14,330	13,920	13,820	13,520	13,310	12,900	12,600	12,290
36～40	12,540	12,180	12,090	11,830	11,650	11,290	11,020	10,760
41～45	11,150	10,830	10,750	10,510	10,350	10,040	9,800	9,560
46～50	10,030	9,750	9,670	9,460	9,320	9,030	8,820	8,600
51～55	9,120	8,860	8,790	8,600	8,470	8,210	8,020	7,820
56～60	8,360	8,120	8,060	7,880	7,760	7,530	7,350	7,170
61～65	7,720	7,500	7,440	7,280	7,170	6,950	6,780	6,620
66～70	7,160	6,960	6,910	6,760	6,650	6,450	6,300	6,140
71～75	6,690	6,500	6,450	6,310	6,210	6,020	5,880	5,730
76～80	6,270	6,090	6,040	5,910	5,820	5,640	5,510	5,380
81～85	5,900	5,730	5,690	5,560	5,480	5,310	5,190	5,060
86～90	5,570	5,410	5,370	5,250	5,170	5,020	4,900	4,780
91～95	5,280	5,130	5,090	4,980	4,900	4,750	4,640	4,530
96～100	5,010	4,870	4,830	4,730	4,660	4,510	4,410	4,300
101～105	4,770	4,640	4,600	4,500	4,430	4,300	4,200	4,090
106～110	4,560	4,430	4,390	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
111～115	4,360	4,230	4,200	4,110	4,050	3,920	3,830	3,740
116～120	4,180	4,060	4,030	3,940	3,880	3,760	3,670	3,580
121～125	4,010	3,900	3,870	3,780	3,720	3,610	3,520	3,440
126～130	3,860	3,750	3,720	3,640	3,580	3,470	3,390	3,310
131～135	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180
136～140	3,580	3,480	3,450	3,380	3,320	3,220	3,150	3,070
141～145	3,460	3,360	3,330	3,260	3,210	3,110	3,040	2,960
146～150	3,340	3,250	3,220	3,150	3,100	3,010	2,940	2,860
151人以上	3,230	3,140	3,120	3,050	3,000	2,910	2,840	2,770

(14) 看護師加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	23,390	22,640	22,460	21,900	21,520	20,770	20,210	19,650
21～25人	18,710	18,110	17,960	17,520	17,220	16,620	16,170	15,720
26～30	15,590	15,090	14,970	14,600	14,350	13,850	13,470	13,100
31～35	13,360	12,940	12,830	12,510	12,300	11,870	11,550	11,230
36～40	11,690	11,320	11,230	10,950	10,760	10,380	10,100	9,820
41～45	10,390	10,060	9,980	9,730	9,560	9,230	8,980	8,730
46～50	9,350	9,050	8,980	8,760	8,610	8,310	8,080	7,860
51～55	8,500	8,230	8,160	7,960	7,820	7,550	7,350	7,140
56～60	7,790	7,540	7,480	7,300	7,170	6,920	6,730	6,550
61～65	7,190	6,960	6,910	6,730	6,620	6,390	6,220	6,040
66～70	6,680	6,470	6,410	6,250	6,150	5,930	5,770	5,610
71～75	6,230	6,040	5,990	5,840	5,740	5,540	5,390	5,240
76～80	5,840	5,660	5,610	5,470	5,380	5,190	5,050	4,910
81～85	5,500	5,320	5,280	5,150	5,060	4,880	4,750	4,620
86～90	5,190	5,030	4,990	4,860	4,780	4,610	4,490	4,360
91～95	4,920	4,760	4,720	4,610	4,530	4,370	4,250	4,130
96～100	4,670	4,530	4,490	4,380	4,300	4,150	4,040	3,930
101～105	4,450	4,310	4,270	4,170	4,100	3,950	3,850	3,740
106～110	4,250	4,110	4,080	3,980	3,910	3,770	3,670	3,570
111～115	4,060	3,930	3,900	3,800	3,740	3,610	3,510	3,410
116～120	3,890	3,770	3,740	3,650	3,580	3,460	3,370	3,270
121～125	3,740	3,620	3,590	3,500	3,440	3,320	3,230	3,140
126～130	3,590	3,480	3,450	3,360	3,310	3,190	3,110	3,020
131～135	3,460	3,350	3,320	3,240	3,180	3,070	2,990	2,910
136～140	3,340	3,230	3,200	3,120	3,070	2,960	2,880	2,800
141～145	3,220	3,120	3,090	3,020	2,960	2,860	2,780	2,710
146～150	3,110	3,020	2,990	2,920	2,870	2,770	2,690	2,620
151人以上	3,010	2,920	2,890	2,820	2,770	2,680	2,600	2,530

(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,620	30,740	30,520	29,850	29,410	28,520	27,860	27,190
11～20世帯	23,720	23,050	22,890	22,390	22,050	21,390	20,890	20,390
21～30	15,810	15,370	15,260	14,920	14,700	14,260	13,930	13,590
31～40	14,230	13,830	13,730	13,430	13,230	12,830	12,530	12,230
41～50	12,650	12,290	12,200	11,940	11,760	11,410	11,140	10,870
51世帯以上	11,070	10,760	10,680	10,440	10,290	9,980	9,750	9,510

(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	53,080	51,500	51,110	49,920	49,140	47,560	46,380	45,190
20世帯	26,540	25,750	25,550	24,960	24,570	23,780	23,190	22,590
30世帯	17,690	17,160	17,030	16,640	16,380	15,850	15,460	15,060
31～40	13,270	12,870	12,770	12,480	12,280	11,890	11,590	11,290
41～50	10,610	10,300	10,220	9,980	9,820	9,510	9,270	9,030
51世帯以上	8,840	8,580	8,510	8,320	8,190	7,920	7,730	7,530

(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	50,490	49,000	48,630	47,510	46,760	45,270	44,150	43,030
11～20	25,250	24,500	24,310	23,750	23,380	22,630	22,070	21,510
21～30	16,830	16,330	16,210	15,830	15,580	15,090	14,710	14,340
31～40	12,620	12,250	12,150	11,870	11,690	11,310	11,030	10,750
41～50	11,360	11,020	10,940	10,690	10,520	10,180	9,930	9,680
51世帯以上	10,100	9,800	9,720	9,500	9,350	9,050	8,830	8,600

(18) 小規模グループケア加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	31,910	31,160	30,980	30,420	30,040	29,300	28,740	28,180
21～25人	25,530	24,930	24,780	24,330	24,030	23,440	22,990	22,540
26～30	21,270	20,770	20,650	20,280	20,030	19,530	19,160	18,780
31～35	18,230	17,810	17,700	17,380	17,170	16,740	16,420	16,100
36～40	15,950	15,580	15,490	15,210	15,020	14,650	14,370	14,090
41～45	14,180	13,850	13,770	13,520	13,350	13,020	12,770	12,520
46～50	12,760	12,460	12,390	12,160	12,020	11,720	11,490	11,270
51～55	11,600	11,330	11,260	11,060	10,920	10,650	10,450	10,240
56～60	10,630	10,380	10,320	10,140	10,010	9,760	9,580	9,390
61～65	9,820	9,590	9,530	9,360	9,240	9,010	8,840	8,670
66～70	9,110	8,900	8,850	8,690	8,580	8,370	8,210	8,050
71～75	8,510	8,310	8,260	8,110	8,010	7,810	7,660	7,510
76～80	7,970	7,790	7,740	7,600	7,510	7,320	7,180	7,040
81～85	7,510	7,330	7,290	7,150	7,070	6,890	6,760	6,630
86～90	7,090	6,920	6,880	6,760	6,670	6,510	6,380	6,260
91～95	6,720	6,560	6,520	6,400	6,320	6,160	6,050	5,930
96～100	6,380	6,230	6,190	6,080	6,010	5,860	5,740	5,630
101～105	6,070	5,930	5,900	5,790	5,720	5,580	5,470	5,360
106～110	5,800	5,660	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	5,120
111～115	5,550	5,420	5,380	5,290	5,220	5,090	4,990	4,900
116～120	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,880	4,790	4,690
121～125	5,100	4,980	4,950	4,860	4,800	4,680	4,590	4,510
126～130	4,910	4,790	4,760	4,680	4,620	4,500	4,420	4,330
131～135	4,720	4,610	4,590	4,500	4,450	4,340	4,250	4,170
136～140	4,550	4,450	4,420	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
141～145	4,400	4,290	4,270	4,190	4,140	4,040	3,960	3,880
146～150	4,250	4,150	4,130	4,050	4,000	3,900	3,830	3,750
151人以上	4,110	4,020	3,990	3,920	3,870	3,780	3,700	3,630

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	21,270	20,770	20,650	20,280	20,030	19,530	19,160	18,780
31～35人	18,230	17,810	17,700	17,380	17,170	16,740	16,420	16,100
36～40	15,950	15,580	15,490	15,210	15,020	14,650	14,370	14,090
41～45	14,180	13,850	13,770	13,520	13,350	13,020	12,770	12,520
46～50	12,760	12,460	12,390	12,160	12,020	11,720	11,490	11,270
51～55	11,600	11,330	11,260	11,060	10,920	10,650	10,450	10,240
56～60	10,630	10,380	10,320	10,140	10,010	9,760	9,580	9,390
61～65	9,820	9,590	9,530	9,360	9,240	9,010	8,840	8,670
66～70	9,110	8,900	8,850	8,690	8,580	8,370	8,210	8,050
71～75	8,510	8,310	8,260	8,110	8,010	7,810	7,660	7,510
76～80	7,970	7,790	7,740	7,600	7,510	7,320	7,180	7,040
81～85	7,510	7,330	7,290	7,150	7,070	6,890	6,760	6,630
86～90	7,090	6,920	6,880	6,760	6,670	6,510	6,380	6,260
91～95	6,720	6,560	6,520	6,400	6,320	6,160	6,050	5,930
96～100	6,380	6,230	6,190	6,080	6,010	5,860	5,740	5,630
101～105	6,070	5,930	5,900	5,790	5,720	5,580	5,470	5,360
106～110	5,800	5,660	5,630	5,530	5,460	5,320	5,220	5,120
111～115	5,550	5,420	5,380	5,290	5,220	5,090	4,990	4,900
116～120	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,880	4,790	4,690
121～125	5,100	4,980	4,950	4,860	4,800	4,680	4,590	4,510
126～130	4,910	4,790	4,760	4,680	4,620	4,500	4,420	4,330
131～135	4,720	4,610	4,590	4,500	4,450	4,340	4,250	4,170
136～140	4,550	4,450	4,420	4,340	4,290	4,180	4,100	4,020
141～145	4,400	4,290	4,270	4,190	4,140	4,040	3,960	3,880
146～150	4,250	4,150	4,130	4,050	4,000	3,900	3,830	3,750
151人以上	4,110	4,020	3,990	3,920	3,870	3,780	3,700	3,630

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	63,830	62,330	61,960	60,840	60,090	58,600	57,480	56,360
11～15人	42,550	41,550	41,310	40,560	40,060	39,070	38,320	37,570
16～20	31,910	31,160	30,980	30,420	30,040	29,300	28,740	28,180
21～25	25,530	24,930	24,780	24,330	24,030	23,440	22,990	22,540
26～30	21,270	20,770	20,650	20,280	20,030	19,530	19,160	18,780
31～35	18,230	17,810	17,700	17,380	17,170	16,740	16,420	16,100
36～40	15,950	15,580	15,490	15,210	15,020	14,650	14,370	14,090
41～45	14,180	13,850	13,770	13,520	13,350	13,020	12,770	12,520
46～50	12,760	12,460	12,390	12,160	12,020	11,720	11,490	11,270
51～55	11,600	11,330	11,260	11,060	10,920	10,650	10,450	10,240
56～60	10,630	10,380	10,320	10,140	10,010	9,760	9,580	9,390
61～65	9,820	9,590	9,530	9,360	9,240	9,010	8,840	8,670
66～70	9,110	8,900	8,850	8,690	8,580	8,370	8,210	8,050
71～75	8,510	8,310	8,260	8,110	8,010	7,810	7,660	7,510
76～80	7,970	7,790	7,740	7,600	7,510	7,320	7,180	7,040
81～85	7,510	7,330	7,290	7,150	7,070	6,890	6,760	6,630
86～90	7,090	6,920	6,880	6,760	6,670	6,510	6,380	6,260
91人以上	6,720	6,560	6,520	6,400	6,320	6,160	6,050	5,930

エ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	21,270	20,770	20,650	20,280	20,030	19,530	19,160	18,780
31～35人	18,230	17,810	17,700	17,380	17,170	16,740	16,420	16,100
36～40	15,950	15,580	15,490	15,210	15,020	14,650	14,370	14,090
41～45	14,180	13,850	13,770	13,520	13,350	13,020	12,770	12,520
46人以上	12,760	12,460	12,390	12,160	12,020	11,720	11,490	11,270

(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,050	4,940	4,870	4,720	4,600	4,490
101～105	4,990	4,850	4,810	4,700	4,630	4,490	4,380	4,280
106～110	4,760	4,630	4,590	4,490	4,420	4,290	4,190	4,080
111～115	4,560	4,430	4,390	4,300	4,230	4,100	4,000	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,050	3,930	3,840	3,740
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
126～130	4,030	3,910	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,450
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,630	3,610	3,530	3,470	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,480	3,410	3,350	3,250	3,170	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35人	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,050	4,940	4,870	4,720	4,600	4,490
101～105	4,990	4,850	4,810	4,700	4,630	4,490	4,380	4,280
106～110	4,760	4,630	4,590	4,490	4,420	4,290	4,190	4,080
111～115	4,560	4,430	4,390	4,300	4,230	4,100	4,000	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,050	3,930	3,840	3,740
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,680	3,590
126～130	4,030	3,910	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,450
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,600	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,630	3,610	3,530	3,470	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,480	3,410	3,350	3,250	3,170	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	2,990
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46～50	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990
51～55	9,530	9,260	9,190	8,990	8,850	8,580	8,380	8,170
56～60	8,730	8,490	8,420	8,240	8,110	7,860	7,680	7,490
61～65	8,060	7,830	7,780	7,600	7,490	7,260	7,090	6,910
66～70	7,490	7,270	7,220	7,060	6,950	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,140	5,990
76～80	6,550	6,360	6,320	6,180	6,080	5,900	5,760	5,620
81～85	6,160	5,990	5,940	5,810	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,820	5,660	5,610	5,490	5,410	5,240	5,120	4,990
91人以上	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730

エ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人	17,470	16,980	16,850	16,480	16,230	15,730	15,360	14,990
31～35人	14,980	14,550	14,440	14,120	13,910	13,480	13,160	12,840
36～40	13,100	12,730	12,640	12,360	12,170	11,800	11,520	11,240
41～45	11,650	11,320	11,230	10,980	10,820	10,490	10,240	9,990
46人以上	10,480	10,180	10,110	9,890	9,740	9,440	9,210	8,990

(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)

ア 児童養護施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	14,030
21 ~ 25人	11,220
26 ~ 30	9,350
31 ~ 35	8,020
36 ~ 40	7,010
41 ~ 45	6,230
46 ~ 50	5,610
51 ~ 55	5,100
56 ~ 60	4,670
61 ~ 65	4,310
66 ~ 70	4,010
71 ~ 75	3,740
76 ~ 80	3,500
81 ~ 85	3,300
86 ~ 90	3,110
91 ~ 95	2,950
96 ~ 100	2,800
101 ~ 105	2,670
106 ~ 110	2,550
111 ~ 115	2,440
116 ~ 120	2,330
121 ~ 125	2,240
126 ~ 130	2,150
131 ~ 135	2,070
136 ~ 140	2,000
141 ~ 145	1,930
146 ~ 150	1,870
151人以上	1,810

イ 児童自立支援施設

(常勤の非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	9,350
31 ~ 35人	8,020
36 ~ 40	7,010
41 ~ 45	6,230
46 ~ 50	5,610
51 ~ 55	5,100
56 ~ 60	4,670
61 ~ 65	4,310
66 ~ 70	4,010
71 ~ 75	3,740
76 ~ 80	3,500
81 ~ 85	3,300
86 ~ 90	3,110
91 ~ 95	2,950
96 ~ 100	2,800
101 ~ 105	2,670
106 ~ 110	2,550
111 ~ 115	2,440
116 ~ 120	2,330
121 ~ 125	2,240
126 ~ 130	2,150
131 ~ 135	2,070
136 ~ 140	2,000
141 ~ 145	1,930
146 ~ 150	1,870
151人以上	1,810

ウ 乳児院
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	28,060
11 ~ 15人	18,710
16 ~ 20	14,030
21 ~ 25	11,220
26 ~ 30	9,350
31 ~ 35	8,020
36 ~ 40	7,010
41 ~ 45	6,230
46 ~ 50	5,610
51 ~ 55	5,100
56 ~ 60	4,670
61 ~ 65	4,310
66 ~ 70	4,010
71 ~ 75	3,740
76 ~ 80	3,500
81 ~ 85	3,300
86 ~ 90	3,110
91人以上	2,950

エ 母子生活支援施設
(常勤的非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	28,060
11 ~ 20世帯	14,030
21 ~ 30	9,350
31 ~ 40	7,010
41 ~ 50	5,610
51世帯以上	4,670

オ 児童養護施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
20人まで	9,200
21 ~ 25人	7,360
26 ~ 30	6,130
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

カ 児童自立支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
30人まで	6,130
31 ~ 35人	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96 ~ 100	1,840
101 ~ 105	1,750
106 ~ 110	1,670
111 ~ 115	1,600
116 ~ 120	1,530
121 ~ 125	1,470
126 ~ 130	1,410
131 ~ 135	1,360
136 ~ 140	1,310
141 ~ 145	1,270
146 ~ 150	1,220
151人以上	1,180

キ 乳児院
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10人まで	18,410
11 ~ 15人	12,270
16 ~ 20	9,200
21 ~ 25	7,360
26 ~ 30	6,130
31 ~ 35	5,260
36 ~ 40	4,600
41 ~ 45	4,090
46 ~ 50	3,680
51 ~ 55	3,340
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,830
66 ~ 70	2,630
71 ~ 75	2,450
76 ~ 80	2,300
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91人以上	1,930

ク 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定員	月額
	円
10世帯まで	18,410
11 ~ 20世帯	9,200
21 ~ 30	6,130
31 ~ 40	4,600
41 ~ 50	3,680
51世帯以上	3,060

(21) 基幹的職員加算分保護単価

ア 児童養護施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	1,140	1,100	1,090	1,070	1,050	1,010	980	950
21～25人	910	880	870	850	840	810	780	760
26～30	760	730	730	710	700	670	650	630
31～35	650	630	620	610	600	570	560	540
36～40	570	550	540	530	520	500	490	470
41～45	500	490	480	470	460	450	430	420
46～50	450	440	430	420	420	400	390	380
51～55	410	400	390	380	380	360	350	340
56～60	380	360	360	350	350	330	320	310
61～65	350	340	330	320	320	310	300	290
66～70	320	310	310	300	300	290	280	270
71～75	300	290	290	280	280	270	260	250
76～80	280	270	270	260	260	250	240	240
81～85	260	260	250	250	240	230	230	220
86～90	250	240	240	230	230	220	210	210
91～95	240	230	230	220	220	210	200	200
96～100	220	220	220	210	210	200	190	190
101～105	210	210	200	200	200	190	180	180
106～110	200	200	200	190	190	180	170	170
111～115	190	190	190	180	180	170	170	160
116～120	190	180	180	170	170	160	160	160
121～125	180	170	170	170	160	160	150	150
126～130	170	170	160	160	160	150	150	140
131～135	170	160	160	150	150	150	140	140
136～140	160	150	150	150	150	140	140	130
141～145	150	150	150	140	140	140	130	130
146～150	150	140	140	140	140	130	130	120
151人以上	140	140	140	130	130	130	120	120

イ 児童自立支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	760	730	730	710	700	670	650	630
31～35人	650	630	620	610	600	570	560	540
36～40	570	550	540	530	520	500	490	470
41～45	500	490	480	470	460	450	430	420
46～50	450	440	430	420	420	400	390	380
51～55	410	400	390	380	380	360	350	340
56～60	380	360	360	350	350	330	320	310
61～65	350	340	330	320	320	310	300	290
66～70	320	310	310	300	300	290	280	270
71～75	300	290	290	280	280	270	260	250
76～80	280	270	270	260	260	250	240	240
81～85	260	260	250	250	240	230	230	220
86～90	250	240	240	230	230	220	210	210
91～95	240	230	230	220	220	210	200	200
96～100	220	220	220	210	210	200	190	190
101～105	210	210	200	200	200	190	180	180
106～110	200	200	200	190	190	180	170	170
111～115	190	190	190	180	180	170	170	160
116～120	190	180	180	170	170	160	160	160
121～125	180	170	170	170	160	160	150	150
126～130	170	170	160	160	160	150	150	140
131～135	170	160	160	150	150	150	140	140
136～140	160	150	150	150	150	140	140	130
141～145	150	150	150	140	140	140	130	130
146～150	150	140	140	140	140	130	130	120
151人以上	140	140	140	130	130	130	120	120

ウ 乳児院

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,280	2,210	2,190	2,140	2,100	2,020	1,970	1,910
11～15人	1,520	1,470	1,460	1,420	1,400	1,350	1,310	1,270
16～20	1,140	1,100	1,090	1,070	1,050	1,010	980	950
21～25	910	880	870	850	840	810	780	760
26～30	760	730	730	710	700	670	650	630
31～35	650	630	620	610	600	570	560	540
36～40	570	550	540	530	520	500	490	470
41～45	500	490	480	470	460	450	430	420
46～50	450	440	430	420	420	400	390	380
51～55	410	400	390	380	380	360	350	340
56～60	380	360	360	350	350	330	320	310
61～65	350	340	330	320	320	310	300	290
66～70	320	310	310	300	300	290	280	270
71～75	300	290	290	280	280	270	260	250
76～80	280	270	270	260	260	250	240	240
81～85	260	260	250	250	240	230	230	220
86～90	250	240	240	230	230	220	210	210
91人以上	240	230	230	220	220	210	200	200

エ 情緒障害児短期治療施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	760	730	730	710	700	670	650	630
31～35人	650	630	620	610	600	570	560	540
36～40	570	550	540	530	520	500	490	470
41～45	500	490	480	470	460	450	430	420
46人以上	450	440	430	420	420	400	390	380

オ 母子生活支援施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,520	1,470	1,460	1,420	1,400	1,350	1,310	1,270
11～20世帯	1,140	1,100	1,090	1,070	1,050	1,010	980	950
21～30	760	730	730	710	700	670	650	630
31～40	570	550	540	530	520	500	490	470
41～50	450	440	430	420	420	400	390	380
51世帯以上	380	360	360	350	350	330	320	310

(22) 寒冷地加算分保護単価

○寒冷地に所在する施設

定員1人（母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人）当たりの月額

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880
ファミリーホーム	1,010	900	890	700
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

(23) ボイラー技士雇上費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	10,050
21 ～ 25人	8,040
26 ～ 30	6,700
31 ～ 35	5,740
36 ～ 40	5,020
41 ～ 45	4,460
46 ～ 50	4,020
51 ～ 55	3,650
56 ～ 60	3,350
61 ～ 65	3,090
66 ～ 70	2,870
71 ～ 75	2,680
76 ～ 80	2,510
81 ～ 85	2,360
86 ～ 90	2,230
91 ～ 95	2,110
96 ～ 100	2,010
101 ～ 105	1,910
106 ～ 110	1,820
111 ～ 115	1,740
116 ～ 120	1,670
121 ～ 125	1,600
126 ～ 130	1,540
131 ～ 135	1,490
136 ～ 140	1,430
141 ～ 145	1,380
146 ～ 150	1,340
151人以上	1,290

(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	7,770
21 ～ 25人	6,220
26 ～ 30	5,180
31 ～ 35	4,440
36 ～ 40	3,880
41 ～ 45	3,450
46 ～ 50	3,110
51 ～ 55	2,820
56 ～ 60	2,590
61 ～ 65	2,390
66 ～ 70	2,220
71 ～ 75	2,070
76 ～ 80	1,940
81 ～ 85	1,830
86 ～ 90	1,720
91 ～ 95	1,630
96 ～ 100	1,550
101 ～ 105	1,480
106 ～ 110	1,410
111 ～ 115	1,350
116 ～ 120	1,290
121 ～ 125	1,240
126 ～ 130	1,190
131 ～ 135	1,150
136 ～ 140	1,110
141 ～ 145	1,070
146 ～ 150	1,030
151人以上	1,000

(25) 学習指導費加算分保護単価

定員	月額
1人当たり	8,090 円

(26) 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価

定員	月額
世帯	円
40	7,010
41 ~ 50	5,610
51世帯以上	4,670

(27) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	16,180
11 ~ 20世帯	8,090
21 ~ 30	5,390
31 ~ 40	4,040
41 ~ 50	3,230
51世帯以上	2,690

(28) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価

定員	月額
	円
10世帯まで	15,550
11 ~ 20世帯	7,770
21 ~ 30	5,180
31 ~ 40	3,880
41 ~ 50	3,110
51世帯以上	2,590

(29) 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	31,620	30,740	30,520	29,850	29,410	28,520	27,860	27,190
11~20世帯	23,720	23,050	22,890	22,390	22,050	21,390	20,890	20,390
21~30	15,810	15,370	15,260	14,920	14,700	14,260	13,930	13,590
31~40	14,230	13,830	13,730	13,430	13,230	12,830	12,530	12,230
41~50	12,650	12,290	12,200	11,940	11,760	11,410	11,140	10,870
51世帯以上	11,070	10,760	10,680	10,440	10,290	9,980	9,750	9,510

(30) 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
20人まで	9,380
21~25人	7,500
26~30人	6,250
31~35人	5,360

(31) 一時保護所の専門職員等加算分保護単価

区分	年額
心理療法担当職員加算分	5,597,071 円

区分	年額
個別対応職員分	5,351,208 円

(32) 事務用採暖費加算分保護単価

ア 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

区分	月額
1人当たり	円 190

(33) 除雪費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 5,880

イ 母子生活支援施設

区分	月額
1世帯当たり	円 120

(34) 降灰除去費加算分保護単価

児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム

定員	月額
1施設当たり	円 147,520

(35) 一時保護所寒冷地加算分保護単価

算 定 額				
一時保護所寒冷地手当	○寒冷地に所在する施設			
	支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
		扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
	1級地	131,900円	72,900円	51,700円
	2級地	116,800円	65,300円	44,000円
	3級地	112,700円	64,300円	43,000円
4級地	89,000円	51,000円	36,800円	
注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。				
(備考)				
「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。				

別表 2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(児童養護施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
看護師加算	看護師1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(2) 児童自立支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて通所部定員7.5人に1人

(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童10人以上に心理療法を行う場合に限る。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職種別	職員の定数
施設長	1人。
嘱託医	1人。
看護師 保育士 児童指導員	2歳未満児(定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの)通じて1.6人につき1人。 2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。
事務員	1人。
調理員等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院

職種別	職員の定数
施設長	1人。
看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。
家庭支援専門相談員	1人。
嘱託医	1人。
調理員等	1人。

(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))

加算種別	加算職員数等
里親支援専門相談員加算	1人。
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる児童又はその保護者10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(5) 母子生活支援施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。 定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限る、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加算職員数等
心理療法担当職員加算	1人。ただし、心理療法を行う必要があると認められる母子10人以上に心理療法を行う場合に限る。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。 特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 情緒障害児短期治療施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
医師	1人。
心理療法担当職員	定員10人につき1人。
看護師	1人。
児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
個別対応職員	1人。
家庭支援専門相談員	1人。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	4人。

通所部設置の場合

職種別	職員の定数
心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。

(参考：加算職員一覧(情緒障害児短期治療施設))

加算種別	加算職員数等
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
家庭支援専門相談員加算	1人。ただし、定員30人以上で、既に家庭支援専門相談員を配置している場合に限る。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)
ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

(7) 自立援助ホーム

職種別	職員の定数
指導員	2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補助者	1人。(非常勤)

(8) ファミリーホーム

職種別	職員の定数
指導員	1人。
補助者	2人。(非常勤)

(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))

加算種別	加算職員数等
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(9) 地域小規模児童養護施設

職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)

(10) 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設

職種別	職員の定数
母子支援員	1人。

(注) 上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。

(参 考)

保護単価 (入所児童等 1 人当たり) 表

(平成 2 8 年 4 月 1 日)

経費の 種目 種 別	一般生活費	一 般 生 活 費 以 外 の 事 業 費																							
		被虐待児 受入加算費	幼稚園 費	教 育 費	学校給食 費	見学旅行 費	入進学支 度金	特別育成 費	夏季等特 別行事費	期末一時 扶助費	職業補導 費	就職支度 費・大学 進学等自 立生活支 度費	葬 祭 費	児童用採 暖費											
		月 額	月 額	月 額	月 額	年 額	年 額	月 額	1 件当り	年 額	月 額	1 件当り	1 件当り	月 額											
児 童 養護施設	(一般分) 49,430円 (乳児分) 57,030円	26,100円	幼稚園等 の就園に 必要な入 学金、保 育料、制 服等の実 費 ただし、 就園奨励 費補助額 を控除し た額	(一般分) 小学校 2,170円 中学校 4,300円 特別支援学 校の高等部 4,300円 (加算分) 1 教材代の 実費 2 通学のため の交通 費の実費 3 部活動に 必要な道 具代、遠 征費等の 実費 4 学習塾に 必要な授 業料、講 習会費等 の実費 5 児童自立 支援施設 の教材費 小学校課税 200円 中学校課税 280円 6 特別支援 学校の高 等部入学 に要する 費用 61,030円 7 特別支援 学校の高 等部在学 児童が就 職又は進 学に関し ての経費 56,570円	その学校 において 徴収され る実費	小学校第 6 学年 21,190円 中学校第 3 学年 57,290円 高等学校 第 3 学年 (特別支 援学校高 等部を含 む。) 111,290円	小学校第 1 学年入 学児童 40,600円 中学校第 1 学年進 学児童 47,400円	高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,030円 就職又は 進学に関 連する 立つ資格 取得又は 講習等を受 講する ための経 費 56,570円 補習費保 護単価 15,000円 補修費特 別保護単 価 25,000円	3,090円	5,280円	通所のため の交通 費実費 教科書代 等 4,940円	81,260円 さらに住 居費及び 生活諸費 の経費を 加算 194,930円	158,350円 ただし、 火葬料、 自動車料 について 一定額を 加算	旧 5 級地 7,110円 旧 4 級地 5,440円 旧 3 級地 3,520円 旧 2 級地 2,620円 その他の 地域 1,310円 (通所部に ついては 母子生活 支援施設 の単価と する。)											
児童自立 支援施設 (通所部を 含む)	(入所児分) 49,430円 (通所児分) 15,210円																								
里 親	(一般分) 49,680円 (乳児分) 57,290円																								
ファミリ ーホーム	(一般分) 49,430円 (乳児分) 57,030円	26,100円																							
情緒障害 児短期治 療施設 (通所部を 含む)	(入所児分) 49,850円 (通所児分) 15,210円																								
乳 児 院	(3歳未満児分) 57,030円 (3歳以上児分) 49,430円 乳児院病虚弱等 児童加算費 100,190円													旧 5 級地 7,520円 旧 4 級地 5,890円 旧 3 級地 3,740円 旧 2 級地 2,730円 その他の 地域 1,310円											
母子生活 支援施設	入所者 (1人あたり) 3,700円 保護者等入所児童 3 歳未満児 9,260円 3 歳以上児 5,860円						小学校第 1 学年入 学児童 40,600円 中学校第 1 学年進 学児童 47,400円	(入学時) 61,030円 補習費保 護単価 15,000円 補習費特 別保護単 価 25,000円						旧 5 級地 1,180円 旧 4 級地 1,000円 旧 3 級地 620円 旧 2 級地 390円 その他の 地域 200円											
自立援助 ホーム	10,770円							高等学校 在学児童 (公立) 22,910円 (私立) 33,910円 (入学時) 61,030円 資格取得 56,570円 補習費保 護単価 15,000円 補修費特 別保護単 価 25,000円			通所のため の交通 費実費 教科書代 等 4,940円	就職支度 費として 81,260円 さらに住 居費及び 生活諸費 の経費を 加算 194,930円	158,350円 ただし、 火葬料、 自動車料 について 一定額を 加算												

(注)この表に定めるもののほか、(1)児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2)里親については委託手当として月額72,000円(専門里親は月額123,000円)が支弁され、(3)ファミリーホーム若しくは里親(専門里親を含む。)に対して新規に委託したときには委託児童1人につき委託開始月に43,820円が加算され、(4)里親(専門里親を含む。)が一時的な休息のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき5,600円が支弁され、(5)児童自立支援施設児童が逃亡したときには連れもどし費が支弁され、(6)助産施設入所者については、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額のほか、分娩介助料(分娩児1人につき209,180円)、胎盤処置料、新生児介補料及び保険料が支弁される。(7)一時保護委託児童であって、別に定めるところにより支弁が必要と認められた場合、一時保護委託費として月額4,040円が支弁される。